

人のかたきであると言つて、光秀を山崎の合戦で討ち破り、主人の仇を報じたのである。その日は恰度天正十年の今日である。(地圖揭示)

リ、三陸地方の海嘯 (明治廿九年六月十五日)

海嘯といふのは、大きなひどい浪が、突然陸地を襲うて、沿岸の人畜や家屋を押し流すことである。その原因には色々あるが、明治廿九年の今日、三陸地方の沿岸を襲うたものは、海底の地へによりて起つたもので、沿岸數十里を忽ちに押し流して、家屋人畜樹木は、一つも残らず押し流され、數十里の間は、荒れ果てた砂原となつて仕舞つた。(三陸地方圖及海嘯畫揭示)

又、小包郵便開始せらる (明治二十五年六月十六日)

世の中が今日のやうに開けない時は、手紙のやり取りでさへ、幾日もかゝつて、大層不便でありましたが、郵便の仕事が年々進んで、今日のやうに便利な世の中となりました。それにつれて、この小包郵便が開始されてからは、遠方に物品を送るにも、大層都合がよくて、一定の料金さへ拂へば、速に宛名の人に送ることが出来るのであります。小包郵便はいつから始まつたのかと言へば、明治二十五年

の今日今日であります。(小包料金一覽表揭示)

ル、京都に大學を設置す (明治三十六年六月十八日)

大學校は學問の最も高い六ヶしい事を學ぶ所であります。一番始めは東京の帝國大學が一つだけであつたが、段々世の中の進むにつれて、たつた一つでは、多くの學生が入學することが出来なくなつた爲めに、年一年増しに大學校の數が多くなつて、只今では、福岡、東北、京都、東京、札幌の五大學校が設けられてあります。

(大學所在地の地圖揭示)

ヲ、始めて年號を定む (孝徳天皇の御世六月十九日)

大化といふ年號から、今日の明治といふ年號に至るまで、凡て二百四十九の年號がある。太古はこの年號はなかつたが、孝徳天皇の御世に、始めて大化といふ年號をお定めになつた。それで、明治元年に一世一元に定められたが、今日の明治といふ年號は、書經といふ本に「聖人南面して明に向つて始む」といふことから、定められたのである。

ワ、八代將軍吉宗薨す (寶曆元年六月二十日)

徳川吉宗は、徳川中興の英主といはれた程の偉い人である。七代將軍家繼に嗣で將軍となり、大岡越前守忠相を家來として、色々の法律を定めて、政事のきまりをよくされた。その外、貨幣を造りかへて新舊貨幣の價を定められたのである。始めは内大臣であつたが、後には右大臣に進まれた。寶曆元年の今日、薨じ、有徳院と諡して、正一位太政大臣を贈られたのである。(肖像畫揭示)

カ、臺灣總督を置く (明治二十八年六月二十二日)

臺灣は、もと清國の領分であつたが、日清戦争の結果、明治二十八年の今日、わが國の領土となつた。面積は九州よりも廣く、人口は約三百有餘萬もある。

政治は臺北以下二十廳に分ちて、臺北に總督を置き、文武の役人をその下に屬せしめて、特別の統治をなさしめつゝある。(地圖揭示)

ヨ、加藤清正卒す (慶長十六年六月二十四日)

豊臣秀吉の家來にその人ありと知られたる、加藤鬼將軍清正公は、慶長十六年の今日、今日に卒したのである。清正は秀吉に一方ならぬ忠誠を盡したばかりでなく、信義の心に厚く、淺野幸長が蔚山にこもりて、四方から敵に攻め立てられ、危

かつたのを見兼ねて、人の止めるのを聞き入れず、蔚山を攻めに往つて、幸長の急を救つたのである。「義ヲ見テセザルハ勇ナキナリ」といふことがあるが、清正の如きは眞の勇者である。(肖像畫揭示)

夕、地久節 (六月二十五日)

地久節は、天皇陛下の御誕生日を天長節と申してお祝ひすると同様に、天長地久といふ目出度い言葉に因んで、皇后陛下の誕生日をお祝ひ奉るのである。まだ朝廷からは、公にお達しはないが、日本國民たるものはこの祝日をお祝ひ申して、陛下の萬歳を祈らねばならぬ。

皇后陛下は節子と申し奉り、明治十七年の今日、今日に御誕生遊ばされ、御父君は九條道孝公と申すお方である。明治三十三年五月十日、御年十七歳で皇太子妃殿下にお立ち遊ばされ、四十五年七月三十日、皇太后陛下に冊立させられた。大層下情に通じ給ひ、慈仁の御心深く、その上學問には特に優れさせ給ふのである。レ、蟪蛄は益蟲である。

カマキリは昆蟲類の中の、イナゴやバッタ、キリムスなどと同類である。此等

は皆草食動物であるから害虫であるが、このカマキリばかりは肉食動物で害虫を捕食するから、益蟲といふのである。益蟲は猥りにいちめたり、殺さないやうにしてやるがよろしい。(繪畫揭示)

リ、蚊の話

蚊は一匹で、二百から三百ほどの卵を水の上に生みつけるが、其生みつけた有様は、澤山の針を並べて立てたやうで、長さは一分の半分位ある。卵は二日も経つと、牙牙になつて、水中を泳ぎ廻り、六日目にはサナギになり、それから二日程たつて蚊となるのである。蚊を驅除するには、蚊の生れる下水や、どぶなどに、石油をふりまけばよいのである。(蚊の發生順序圖揭示)

ツ、水泳

水泳は大變に身體を丈夫にするばかりでなく、我が國のやうな島國では、男も女も必要であるから、幼さい時から水泳を覚えておくがよろしい。然し「よく泳ぐ者は水に溺る」といふことがあるから、たとひ水が泳げるものでも、一人で往つて泳いでではならない。(繪畫揭示)

七月

イ、新田義貞戦死す (延元三年七月二日)

義貞は、後醍醐天皇の爲めに忠義を盡した人である。最初は、護良親王の令旨を奉じて、義兵を挙げ、後進みて鎌倉に攻め入り、遂に北條氏を滅ぼした。その後京都に尊氏を攻めて、西國に走らせたが、尊氏が再び大軍を率ゐて東上するのを兵庫で拒いたが、敗北した。次ぎには足利高經と越前の藤島で戦ひ、終に矢に中つて死んだ。かやうに忠義を盡したから、後には祠を藤島に建てられ、明治十五年には正一位を贈られた。(繪畫揭示)

ロ、華族に爵位を贈ふ (明治十七年七月七日)

華族に爵位を賜はるやうになつたのは、明治十七年の今月今日から始まつた。華族に特別の待遇を賜はれたのは、明治二年に、舊公家大名及び國家に勳功ある人とか、又はその子孫を華族とされたのが始めてある。華族には、公、侯、伯、子、男の別がある。叙爵のことは、天皇の大權に屬し、爵位を與へる標準は、華族令で定められてある。

八 司法省を置く (明治四年七月九日)

今日は、わが國に始めて、司法省を置いた日に相當する。一體法律は、もと主として道德心をもとにして起つたものであるから、法律に従ふのは、即ち道德に従ふ所以であつて、法律に背くのは、やがて道德に違ふのである。所が世間には、法律の裏をくゞつて、世渡りをしやうとするものなどもあるが、思はざるの甚だしきものである。

二 佐久間象山殺さる (元治元年七月十一日)

象山は幼名を治之助といひ、神童の名を得た偉人である。十五歳の時に、父の一學に學問を受け、後藩主から學資を支給されて、江戸に遊學して勉強した。早くから「學問をするには萬國の本を讀んで、外國の様子を知らねばならない」といつて、泰西の學術を研究し、大層兵學に明るくなつた。その後藩主の顧問に擧げられ國のために力を盡したが、門人の吉田松陰が、外國に密航を企てた時、詩を作つて餞別に送つた。するとそのことが徳川幕府に知れて、牢屋に下された。間もなく許されて京都に赴き、開港論を唱へたために、攘夷説を主張する刺客に殲

されて仕舞つた。その時歳が五十四である。誠に惜しいことをした。(肖像畫揭示)

ホ 湊川神社 (七月十二日)

この湊川神社は、楠正成公を祀つたものである。大祭日は毎年七月十二日であつて、攝津國神戸にある。二重橋のそばにいくと、銅像が建てられてあるが、公の盡忠無比なることを後世に残すものである。

へ、明治三十七八年戰役當時の陸軍大將の年齢

山縣大將	七十一年二月
大山大將	六十六年八月
桂大將	六十一年七月
野津大將	六十八年七月
黒木大將	六十五年三月
佐久間大將	六十三年七月
岡澤大將	六十四年十一月

奥大將	六十二年七月
乃木大將	五十九年七月
山口大將	六十三年一月
伏見大將宮	五十一年二月
長谷川大將	五十八年十月
西大將	六十三年三月

これは、四十二年七月に調べたものでありますが、この中死になられた人が幾人ありますか？ あて、御覧なさい。(各大將の肖像揭示)

ト、廢藩置縣實施さる (明治四年七月十四日)

慶長年間以來、各藩に領分を持つてゐた、全國の二百七十餘藩を廢し、その藩主は華族となつて東京に居住し、藩士は士族となり、兵馬の權は全く武門武士の手を離れて、天皇陛下の手に收まり、全國を府縣に分轄し、府縣知事を置いて、封建の制を一切止めることにした。これを廢藩置縣といふのである。これが世間でいふ明治の維新といふので、この變革があつたために、我國は、今日のやうな文明

に進んだのである。

子、磐梯山破裂噴火す (明治廿一年七月十五日)

磐梯山は、岩代國猪苗代湖の北岸に、屹立せる活火山であつて、高さは、一千七百七十八メートルである。明治二十一年の今日大爆裂して、聽もゾットする程の慘狀を極めたことは、今なほ、人の記憶する所である。山腹には温泉がある。

(地圖及び噴火の繪畫揭示)

リ、樺太島

明治三十八年の今月に、我が軍が占領した樺太は、その半分を我が國に取りましたが、この島は、長さが百七十哩幅は二十哩から百五十哩もあり、その面積は、二萬四千五百六十平方哩あつて、産物には、熊、虎、馴鹿、鮭、鱈、鱒、樺、樅などがあります。

この島は、我が國の北方にあるから、餘程寒くて、冬は堪へられぬ程寒からうと思ふ人が多いが、地方によつては、それ程でもない。勿論寒いには相違ないが、北海道の北部と餘り違はない。そして、西海岸は概ね暑かいが、東海岸は頗る寒いと云ふことである。(地圖揭示)

戦役の發端を開いた海戦場であるから、大さう名高い所である。

この日、我が先發軍艦吉野、浪速、秋津洲は、豊島沖に於て、清國の軍艦濟遠、廣乙の二艦に出遭つたのに、その二艦は敬禮をしない許りか、突然發砲して戦を挑んだから、我が艦は、よくこそお出でと言はぬ許りに直に應戦して發砲し、忽ちにして、濟遠を走らせ、廣乙を沈めた。それ許りでなく、後ればせに來た操江を捕獲し、次で清兵を載せてゐる英國汽船高陸號を撃沈した。これが日清戦争の幕明けであつた。(海戦畫揭示)

カ、太田道灌殺さる (文明十八年七月二十六日)

「七重八重花は咲けども山吹のみの一つだになきぞ悲しき」といふ、古歌を聞いたならば、必ず太田道灌のことを思ひ出すであらう。この道灌は、今の東京を江戸といつた頃、そこに江戸城を築いた人である。なか／＼きかない氣象の人で、幼さい時から、大層學問を勉強したから、歌よみの名人になつた。どうして殺されたかといへば、大變戦さが上手で、その上強い武將であつたから、人からそねまれて讒言にあひ、上杉定正にだまし討ちにされた。

三、熊澤蕃山逝く (元祿四年七月二十七日)

中江藤樹の弟子になりたいといつて、三日三晩藤樹の軒下に立つて、どう／＼その弟子にして貰つた人は、この熊澤蕃山である。蕃山は心のしつかりした人であつたから、自分の家が貧乏でも、學問を止めなかつたから、仕舞には立派な學者になり、備前少將池田光政にかゝへられて、色々の國のためになることをしたから、世の中の人から、大層偉い人であるとしたはれ、將軍家光も面會したいと申込んだ位である。後役をやめて京都に住居し、ついで下總の古河に移り、年七十三でなくなつた。(肖像畫揭示)

夕、カビ

色々の物がくさると、カビがはえるが、このカビは草や木と同じやうに、花が咲いたり、實がなつたりして、段々ふえていく。そのカビの種子はどんなものかと言へば、極小さなもので、目で見ることには出來ないが、空中を飛びあるいて、濕り氣のある所にいくと、すぐ成長するものである。それ故着物は度々洗濯して、乾すやうにし、道具や住居などは、たび／＼日に干して、濕り氣のないやうにせねばなら

ぬ。(カピの擴大圖揭示)

レ、ビスマルク死す (西曆一八九八年七月三十日)

今日は獨逸の宰相、ビスマルクの永眠された日である。獨逸の國が今日のやうに隆盛になつたのは、全くこの人のお蔭である。世界の人は、この人のことを鐵血宰相といつてゐるが、それは、獨逸國を盛にするには「鐵と血とに頼らなければならぬ」といつて、議會で演説をして、その通りに政治を行ひ、皇帝ウキルヘルム一世を、獨逸聯邦の盟主としたからである。世界の偉人といへば、まづ第一に、この人を數へねばならない。(肖像畫獨逸聯邦及び地圖揭示)

リ、平重盛薨す (治承三年七月三十日)

今日は、平重盛がその父清盛を諫めて、天子様に忠義を盡さうとすれば、お父様に不孝となり、お父様に孝行をしようとするれば、天子様に忠義が盡されないとなげかれて、とう／＼病氣に罹り、早く死くなられた日である。重盛のやうな人は、忠孝の鑑といはねばならぬ。(繪畫揭示)

ツ、明治天皇崩御 (明治四十五年七月三十日)

明治天皇には、今月十九日御大患に罹らせられ、爾來一國の秀たる國手等が最良最善を盡くして、御治療申し上げ、皇后陛下を始め奉り、皇太子殿下同妃殿下も、親しく御病床に侍して、御看護遊ばされた程なれば、其の他近侍の御看護に盡瘁し奉りしは、申す迄もなし、而して上は皇后陛下を始め奉り、下は牧童走卒に至るまで、至誠を籠めて天地神明に祈り、一日も早く御平癒あらせ給はんことを期したりしに、御命數は神力も及び難きものと見え、本日午前零時四十三分、五十九年九ヶ月を一期として、崩御あらせられたること、恐懼の限りと申すべけれ。明治の御代久しかれ、我が君千代に八千代にと、六千萬の億兆が、日常祝福し奉りしも、今はあだとなつた。

明治天皇の 御聖徳と、其の 御鴻業とに對しては、吾等之を賛し奉るべき恰好の言辭を知らぬ。大徳偉業の人を稱して、聖といひ佛といふならば、明治天皇は聖の最も聖、佛の最上乘の御方とや稱し奉るのである。世或は曠世の偉人と稱する言辭に窮して、之を神の子といふ。然れども吾が國の天皇は、もとこれ天神の正しき御裔、天祖の正しき御子孫であるから、みな神子にましまし、皆天子に

ましますは勿論實に現人神にましますので、即ち神にましますのである。然り而して、明治天皇は、歴代の現人神の御中に就きて、其の威徳殊に勝れさせ給ひしより推し奉れば、蓋し我が民族、延いては人類一般を救済し給ふべく、天神の大御心により、暫し、天祖の再來權化し給へる天皇とや申し奉ることが出来る。釋迦孔子基督の如き、曠世の偉人と世を同じくし、直接に其の濟度を受け、薰陶を受け、救済を受くるは勿論、其の間接なる影響を蒙ることすら、實に千萬歳の一遇といふべきである。然るに吾等六千餘萬の同胞は、如上稱し奉る如き、明治天皇の赤子として、直接に其の恩顧に浴したので、復た人間に有り難き、幸福なる臣民といはねばならぬ。

斯くの如く盛徳高く渡らせられし、明治天皇も、病には勝たせ給ふことが出来ないうで、俗間に所謂還曆の御齡を一期として、遂に神上り給はつた。即ち再來權化の相にまします御遺骸を、永へに此の土に留めて、御神靈は天に還り昇り給はつたのである。蓋し、天神の御依任を全うし給ひ、換言すれば天の命を果たさせ給はりしによつて、天に還り昇り給はつたことは、また、天神の御心に出たも

のであらふ。然もなくば六千餘萬の赤子が、至誠を籠めて、天皇の御快癒を祈り奉つたのを、天神の納受し給はぬ理はないからである。

示、今上天皇陛下御踐祚 (大正元年七月三十日)

今日は、明治天皇が崩御あらせられてから、僅に十七分時を過ぎて七月三十日の午前一時、新天皇の御踐祚あらせられた日である。これ皇室典範第十條に「天皇崩スル時ハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」との明文によつたので、新天皇は其の皇儲にましまし、時より、御孝心最も深くあらせられしを以て、臣民に儀範を垂れさせ給つた。其の先帝の大御志を以て大御志となし、先帝の堅固に据ゑさせ給ひし、立憲大帝國の基礎をして、愈々堅固になし給ひ、先帝の經營し給ひし大帝國をして、愈々其の大を成し給ふべきは、申すまでもなき御事なるべく、殊に國民精神の發揮に就きては、彼の教育に勵する。勅語を以て大教權となし、先帝の大御心を成し給ふに軫念あらせらるべきは、昭として明かである。吾等臣民は、新天皇の統治の下に於いて、又大に此の發揮を努めざるべからず。殊に健全なる國民の養成は、普通教育の振興に俟つ。の大詔は、新天皇が皇儲にまします時

先帝の御代理として、親しく之を下賜し給つた所である。されば國民たる者は、新天皇の大御心を奉戴して、日夜君國の爲めに盡さねばならない。

同日樞密院に諮詢せられたる元號は、大正と決定し、左の詔書を降下させられた朕非徳を以て大統を承け祖宗の靈に告げて萬機の政を行ふ茲に先帝の定制に遵ひ明治四十五年七月三十日以後を大正元年と爲す主者施行せよ

次で三十一日朝見式の御儀を擧げさせられ、次の勅語を下し給つたのである。

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ

願フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ヌ文教茲ニ敷キ武備爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛徳鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セザランコトヲ

期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎勵セヨ

同日又天皇陛下は齋藤海相及上原陸相を宮中に召され陸海軍人に左の勅諭を賜はつた。

朕爰ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク惟フニ皇考曩ニ汝等軍人ノ精神五個條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙ニ夜ニ此ノ聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ

朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ皇考慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ超述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進センコトヲ翼フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ効シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ字内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭クシ朕カ股肱タルノ實ヲ擧ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

右勅諭に對し兩大臣は夫々奉答する所があつた。

十、明治天皇祭 (七月三十日)

明治天皇祭は、毎年七月三十日に 天皇陛下が皇靈祭の御儀式と同じやうに、御親祭あらせらるゝ御儀式である。明治天皇は、御年十六歳の時に御位にお即きなされ、明治四十五年の今日、御年六十でお崩れになつた。御治世は四十五年間であるが、此の間は、我が國の歴史上、特筆大書すべき重要事件の續て出来た時であつた、我が國が世界の一等國に仲間入りの出来るやうになつたのは、明治天皇のお蔭である。

實に明治天皇時代は、王政復古を以て始まり、憲法發布に中ばし、國威の宣揚と國運の發展とを終つたのであつて、その間、政治、法律、陸海の軍備、殖産興業、交通運輸等、萬般の施設は試みられ、改善は加へられて、終に大正の盛運を來したのである。

八月

イ、韓國併合日 (八月二十九日)

今日は韓國併合の詔書を下し賜はつた日である。明治天皇は、韓國が常に禍を

起す源なることを思ひ給ひ、日韓兩國の幸福を増進し、東洋の平和を永遠に保たんが爲に韓國を併合する必要を認め給ひ、遂に明治四十三年八月二十九日、韓國皇帝よりの、一切の統治權を永久に譲り渡すことを承諾し給ひ、そこで韓國を改めて朝鮮と稱し、總督府を置き諸般の政務を統べしめ給ふに至つた。

されば此の時より朝鮮人も我々と同じく 陛下の國民となつたのであるから、彼等と親しく交り一致共同して、我が國運の益々盛になるやうに致さねばならぬ。

ロ、天長節 (八月三十日)

今日は、今上天皇陛下の御誕生遊ばされた、目出度日である。天皇陛下は嘉仁と申し、明宮と稱へ奉りて、明治天皇の第三皇子である。明治十二年の今日、御誕生遊ばされ、同二十二年十一月三日、皇太子に立たせられ、同四十五年七月三十日、皇位を御繼承あらせられた。天皇陛下が國民の幸福の爲や國運の發展の爲に深く大御心をなやませ給ふは、實に畏れ多きことである。我等は其の御恩を思ひ、陛下の萬歳を唱へ謹んで御祝申し上げねばならぬ。さて、陛下の御

誕生日を天長節と申すことは、光仁天皇が御親らの御誕生日、即ち寶龜六年十月十三日を天長節と名づけさせられ、百官に御宴を賜はつたのが始まりである。

其二 第二學期揭示實例

九月

イ、日露戦役に遼陽を占領す (明治三十七年九月四日)

今日は、日露戦争のとき、大變激しく戦つて、二週間もかゝつて占領した、遼陽といふ所を、再び敵に奪ひ取られやうとしたから、我が軍は、九月一日から四日の夜明けまでかゝつて、とうとうこゝを占領することが出来た。この時、かの名高い橋中佐といふ人が戦死したのであるが、中佐は陸軍の廣瀬中佐とも云はれる位な人であつたから、自分は死ぬまで、皇室のことを口にして、その身は大隊長であつたから、斯様に部下の兵士を討死させては、天皇陛下に申譯がないと云つて、自分の體には、銃丸が中つて、血が流れいづるのを苦にせず、唯、部下の兵士のことばかり、心配して戦死された。(戦鬪圖、肖像畫揭示)

ロ、東京横濱間電信成る (明治五年九月七日)

電信は郵便よりも、早く用事を足すことが出来て、通信をするには、大層便利なものである。電信が我國に始めて設けられたのは、明治五年の今月今日に、東京と横濱との間に設けられ、その後、全國の都邑には、大概通はない所はないやうになつた。殊に今日では、明治十二年に、萬國聯合の電信に仲間入りをしたから、數千萬里の他國にまで、音信を通ずることが出来て、坐ながら、世界の様子を知らることが出来る。それ故、我々は、よく電信の規則を心得てゐて、何時たりとも、早く用事を足すやうでなければならぬ。(賴信紙使用法揭示)

ハ、明治と改元せられ、一世一元の制を定む (九月八日)

今日は年號を明治と改められて、一世一元の制を定められた日である。一世一元といふのは、天皇御一代の間は、年號を一つにして改めさせられぬことである。古は一世一元であつたが、中頃から國に何か變つた事のある度毎に改められたのであつた。それを明治初年の今月今日に、一世一元と定められたのであるから、天皇陛下がお變りにならなければ、年號は變らないお定めである。

ニ、皇太子殿下御任官 (大正元年九月九日)

天皇陛下には今月今日午前九時半、皇太子迪宮裕仁親王殿下を御前に召させられ、大勳位に叙し菊花大綬章を授けられ、陸軍歩兵少尉並に海軍少尉に任じ、近衛歩兵第一聯隊附第一艦隊附に補すとの御沙汰あらせ給ふ。

序に殿下の御學歷を次に記載しやう
皇太子殿下は、明治三十四年四月二十九日を以て、青山假御殿に御誕生、御養育主任故川村純義伯の麻布狸穴邸にて、徴恙たもなく御成身、三十八年十一月九日沼津に御轉地あり、此間松本等の御用掛より、幼稚園小學科等の御教導を申上げ、四十一年四月を以て、學習院初等科へ御入學、爾來常に優等にて御進級あらせられた。

水、藤原惺窩卒す (元和五年九月十二日)

この人は、凡そ三百年前の學者である。かの百人一首をつくつた、藤原定家から十三代目の孫にあたる、參議爲純といふ人の子である。髪を剃つて僧となり、大層評判の高い人であつたが、後には、髪をのばし、儒學といつて、支那の古への聖人の教を學び、多くの人に教へてゐた。徳川家康の如きも、京都にいつて逗留する

ときは、おり／＼呼び寄せて、惺窩の講義を聽かれたのである。次の將軍秀忠も江戸に呼び寄せて、惺窩の講義を聽うとされたが、惺窩は折わる／＼病氣に罹り、とう／＼死くなられた。其の時、年は僅に五十であつた。(肖像畫揭示)

へ、明治天皇御大葬日 (大正元年九月十三日)

今日は、今上天皇陛下の御父帝にまします、明治大皇の御大葬日に相當するから、その折認められた輻車奉送記を次に掲げて、當日の紀念とする。

連日の雨も御聖徳を恐れてか、十三日の空は鈍き乍らも太陽の光を造り來りぬ。天下哀悼の裡に日は逝き又逝きて、今日は早くも四十六日を閲しぬ。哀感坐ろに至るは秋の習、歡樂の極も尙哀傷と聞くが常なるに、況や此日靈柩宮闕を出でさせたまひ、歸りまさぬ大御幸なるに於てをや。

かなしやな君臣永久の拜訣、四十餘年の御宮居も今を名殘の御發引なり。暗愁に沈める都の光景は、古城の落日より淋しく、萬戸齊しく窓を鎖し、人は只黙々として集り黙々として散す、せめてものあきらめにと、早朝よりヒシ／＼つめかけて、空地空地は人を以て滿されぬ。秋の風むせびて暮色徐に大内山に迫る、記者

は此時馬場先門内に立ちつ。

日は既に暮れて弦月空に迷ふ、松の嵐もなかばかり悲しきにや。悲愁惻々として胸に迫る。御道筋の兩側には十對の眞榊、十對のアーケ燈に輝きて緑蘇かに、廿五對の瓦斯燈紅炎を吐きて凄愴の氣一入なり。時に一發の號砲あり、正に午後八時を報ず、仰げば大内山は夜の空に黒みぬ。やがて白き光四つ五つ二重橋畔に現るゝよと見る間に、先驅の警官倒銃の近衛儀仗兵など肅々として進み來る。松明の光につづきて、黃白の旛各十旛風に孕み鉦鼓、御弓、楯鉾の類、神々しき光に映す。此時人の肺腑を抉るが如き喇叭の音、哀の極を奏す。千鳥の列の頭越しに、金具燦然たる靈輜は拜され始めぬ。木立の奥に佇み給ひ、永劫の別れを惜ませらるゝ。三陛下の御心中はそも如何ばかりぞや。曳牛も力なげに盛砂を踏み、涙しごろに米田侍從外數多の老臣扈從し奉る。輜車は車輪に取附けて高さ一丈二尺、轅を加へて全長二丈九尺餘、黄金の御金具三千餘個、總重量七百五十貫とぞ承る。白絹の太綱曳牛の肩に掛りて轍靜かに軋る切々たる餘韻、細く絶えんとして又更に響く。

かつては龍顏麗はしく輕車を走らせ給ひし此の道路に、思はざりき今日此の軋りに泣かんとは。

御名代閑院宮殿下は正装に喪章を附せられ、左右に近衛の將校を従へさせて、御沓の運びも御痛はしく拜せらる。哀れを添ふる樂聲に交りて、刀鞘の音微かに聞こゆ、松明の舍人金枝玉葉の各殿下、正装の文武官、英國の水兵等行列は一里數十町に連る。晴れもせず曇りも果てぬ夜は更けて、馬場先を出でしは正に九時五十分、芝生の虫の音いよ、哀れに、秋氣冷かに襟に迫る。かくて靈柩は青山葬殿に遷されぬ。

予はこれより歩を品川にとる。こゝにも爪さへ立たぬまでにつめかけたる奉送者ありて、今や遅しと靈柩車の御通過をまつ。午前零時沖合なる第一艦隊より發せる六十發の弔砲、寂たる海に火蓋を切る。二時四十分轆轤の音も悲しく、靈柩車は品川驛に入り、停車約八分、轟然たる弔砲と共に奉送者の至深の悲涙に送られて遠く、伏見桃山の御陵に急がせ給ふ。一筋の煙半空に迷うて、吾人終生の恨みとなる。満場の涙雨よりしげし。風あり蕭殺として樹梢にむせぶ。

ト、乃木大將夫妻薨す (大正元年九月十三日)

精忠無二の乃木大將は、今月今日午後八時を期し、明治天皇の御後を慕ひ、赤坂の自邸に於て自及せらる。同夫人も亦大將に次ぎて自盡す。乃木大將が精忠無二の士にして、世界に於ける一偉人たりしことは、今改めて説くの要なし。一偉人を失ひたる我が國は、非常の損失なりと雖も、此偉人の一死は必ずや生に優るの効果を得るや必せり。吾人は大將の薨去を悼むこと切なると同時に、乃木將軍の精忠萬古に絶することを確信す。夫人亦女丈夫たり、今更ながら感激に堪へず。

チ、春日局歿す (寛永二十年九月十四日)

今日は名高い春日局が歿せられた日である。局は徳川將軍家光の乳母であつて、大層物事に明るく、度胸もあり、男勝りの婦人であつた。家光を養育するためには、骨身を惜まらず一生懸命に世話したのである。その頃、二代將軍秀忠の夫人は、二番目の國千代を可愛がつて相續に立てやうとした。すると春日局は家康にお願ひして、竹千代即ち家光が正しき相續人であることを言ひ張つたから、と

う、家光は三代將軍となることが出来たのである。或る時、家光の御用で京師に往つた時、後水尾天皇は、態々春日局にお會ひなされて御盃を下し賜はれたのである。これを見るも、どの位局が其の頃威勢があつたかと云ふことが知れる。(肖像畫を示す)

リ、黄海の戦 (明治二十七年九月十七日)

今日は日清戦争のとき、我が海軍が清國の海軍を撃ち沈めた大海戦の日である。當時の敵の大將丁汝昌は、北洋艦隊を率ゐて、海洋島附近に陣取つてゐた。それを我が軍が知つたから、海軍中將樺山資紀は、西京丸に乗つて、聯合艦隊司令長官伊東祐享の指揮の下にある日本艦隊と、第一遊撃隊並に赤城艦を率ゐて、海洋島に進航し、敵の艦隊と五時間も續けて、激しい戦いをなし、終に敵艦四隻を撃ち沈め、残り八隻を追ひ逃がして仕舞つた。この時、赤城艦長の坂本八郎太は、敵弾に中つて名譽の戦死を遂げたが、その戦争中見て居られた海戦地圖は、血浪の附着した儘、今日宮城内の振天府に保存されてある。(地圖揭示)

又、トンボとセミ

これはトンボとセミです。トンボにもセミにも羽が四枚あるが、セミのは二枚は大きく、二枚は小さい。所がトンボのは四枚とも同じ大きさである。足はどちらも六本ある。セミは土の中で、植物の根を喰べるから、害虫であるが、トンボは蚊や色々の蟲を捕つて喰べるから、益蟲である。皆さんは、トンボのやうな益蟲は、大切にしておかねばならない。セミとトンボのやうに、足が六本ある蟲を昆蟲といつてゐる。繪畫若くは實物提示)

ル、平民の苗字を稱ふるを許す (明治三年九月十九日)

昔は、身分の低いものは、自分で苗字を呼ぶことが出来なかつたのである。殊に徳川時代には、それが、大層嚴格であつた。それ故、平民の者が、苗字を呼ぶことが出来るやうになつたのは、何か、はめられるやうな事でもした時に、苗字帯刀を許すといつて、お許しが出てからである。源義經が一の谷の戦のときに、鶴越の案内をさせた鷲尾經春に、鷲尾の苗字を名乗らせたなども、其の一例である。この後、徳川幕府のとき、苗字帯刀を許された人は、幾らもあつたが、同じ人間に生れて、身分の高いものは、勝手に苗字を呼べるし、身分の低いものは、勝手に苗字を呼

ぶことが出来ないのは、不便であるから、明治三年の今月今日に、誰でも、一樣に苗字を呼ぶことを許されたのである。

ヲ、風

空氣は温められると、軽くなつて上に昇る。するとそこをうめやうとして、わきから冷たい空氣がやつて来る。風はかういふ譯で起る。之と同じやうに、日中太陽が陸地を照すときは、海水よりも早く暖くなるから、風は海上から吹いて来る。所が夜になると、陸地は海より早く冷ゆるから、風は陸地から海上へ吹いて行く。故に沿海の地は、風かそよ／＼と吹いて氣候が涼い。

ワ、頼山陽歿す (天保六年九月二十三日)

皆さんは『衣は肝にいたり、袖腕にいたる』といふ詩吟を知っているだらうが、その詩は、頼山陽が作つた名高いものである。山陽幼き時から勉強して、仕舞には名高い學者になり、色々の本をつくつて、世の中の人に忠義を盡さなければならぬ事を教へられた。その中でも、日本外史といふ本は、誰もよく知つてゐる本である (肖像畫並に日本外史を提示すべし)

カ、秋季皇靈祭 (九月二十四日)

秋季皇靈祭は、春季皇靈祭と同じく、天皇陛下が秋分の日、御代々の天皇の御靈をお祭りなさるので、今日が丁度彼岸の中日である。我が國は、神武天皇から今上天皇陛下に至るまで、二千五百七十餘年の間、皇統連綿として、國はよく治まり、民も安らかに暮すことが出来たのは、世々の天皇が皇祖の御遺訓を守らせられて、臣民をあはれみ給はつたからである。されば、我々は天皇陛下の御恩德に報い奉るやう、心身を壯健にして、各自の職業を勵まねばならない。

ヨ、西郷隆盛死す (明治十年九月二十四日)

今日は、隆盛が城山で戦死した日である。隆盛は、木戸孝允、大久保利通など、維新の三傑と云はれた人である。どうして、城山で戦死したかといへば、官軍に手向ひしたのであるが、隆盛は始めから、官軍に手向ひする氣はなかつたのである。然るに、少しの行き違ひから、どうしても、手向ひせねばならぬ事になつたのである。隆盛は、維新改革のとき、大層國のために力を盡し、陸軍大將であつたが、或る時朝鮮の無禮をこらすために、朝鮮を征伐しやうと言つた。所が隆盛の意見に

反對する人があつたから、隆盛は辭職して國に歸り、學校を建て、青年に教へを授けてゐた。その中に、色々の事情からして、戦争をするやうな事になつた。(肖像畫揭示)

タ、坂上田村麻呂蝦夷を平定す (延暦十年九月二十七日)

この田村麻呂の名前を知らぬ人は、三學年以上の方にはあるまいと思ふ。なせなれば、田村將軍といつて、蝦夷を征伐して、その時の天皇の御心を安じ奉つた人で、大變に戦さの強い人であつたからである。お父さんは、苅田麻呂といひ、身の丈は五尺八寸、胸の厚さは一尺二寸もあり、眼は鷹のやうにギラ／＼光つて、大きく、髪はハリネヅミの針のやうに、ペリ／＼してゐる。それだから、怒つて眼を丸くすると、獅子や熊でさへ、逃げ出す程であるが、笑つたときは、赤ン坊でさへ、傍によつていく程である。今では、山城國宇治郡栗栖村に祀られて、世に將軍塚といつてゐる。出征軍人は、こゝにお詣りして、武運を祈るといふことである。(地圖並に肖像畫揭示)

レ、奈良の大佛成る (天平七年九月二十九日)

奈良の大佛は、聖武天皇の御代に建立されたもので大和國奈良町の東大寺にある。この寺は、聖武天皇が設けさせられた大きな寺であるが、大佛をお拵へになつたのも、天皇のお思召である。像は虚舍那佛の座形で、高さが五丈三尺五寸あり、出来上がるまでには三年間かゝつたといふことである。世間では、鼻の孔を傘をさして通れるといひ居るが、此等のことから考へて見ても、随分大きなものであることが分る。(地圖若くは繪畫提示)

十月

イ、江戸大地震藤田東湖壓死す (安政二年十月二日)

今日は江戸大地震のとき、名高い藤田東湖が、地震の爲めに歴しつふされた日である。東湖は志の堅い、確つかりした學者で、ふだん國の爲めに働いた人である。水戸藩に生れ、幼き時より物事の覺えがよくて、成長の後、水戸烈公と考を同じにして、大層國の爲めに骨を折られたのであるが、この地震の日に、母を負ひて逃れ出づるとき、梁が落ちて来て、母子共に壓死された。その時、東湖の年は五十であつたが、實に惜しいことをした。(肖像畫揭示)

ロ、初めて東京に中學校を建つ (明治三年十月九日)

今はどの縣へいつても、一つや二つの中學校のない所はないが、始めて、中學校を設けられたのは、明治三年の今月今日である。其後、入學者の多くなるにつれて、今日のやうに中學校の數が多くなつたのである。併し、幾ら中學校が多くあつて、入學するのに便利とはいへ、無暗に人まねをして、入學することは誤りである。なせなれば、中學校以上の學校になると、學資も多くかゝるし、勉強も多くせねばならぬから、自分の家の財産と、自分の身體の丈夫であるか、ないかを考へて入學せないと、途中で退學せねばならぬことになる。中途退學する位なら、始めから、他の學校に入るが至當である。

ハ、國會開設の詔勅下る (明治十四年十月十二日)

先帝陛下は、御即位の年、間もなく五ヶ條の御誓文を御下しになつて、その初めに「廣く會議を興し萬機公論に決すべし」と仰せられたのであるが、その言葉を、御實行遊ばさるゝために、國會をお開きなさる詔を御下しになつたので、その後、明治二十三年に國會が開けてからは、農工商の區別なく、議員となることが出来

て、恐れ多くも朝廷の政治に口を出して、勝手に思ふ所を述べることの出来る、有り難い御世となつたのである。そればかりでなく、國の法律規則といふものも、一切この國會で相談した上に、天皇陛下の御裁可を経て、發布になるのである。然し、法律規則の中に、勅令といふのがあつたが、それは陛下のお思召で、御下しになるものである。

二、戊申詔書を下し賜ふ (明治四十一年十月十三日)

今日は戊申詔書をお下しなされた日である。皆は、この詔書の御趣意を遵奉して寸時も忘るゝことなく、實地身に行ふやうにして、大御言の萬分の一に酬い奉る覺悟を持たねばならない。左に戊申詔書に因みある、御製二三を漏れ承るまゝ、記し奉らう。

勤儉質素 年々に思ひやれども山水をくみて遊ばむ夏なかりけり(御製)

忠實信義 目に見えぬ神に向ひてはぢざるは人の心の誠なりけり(皇后宮御歌)

自疆進取 山をぬく人の力も敷島の大和心ぞもとめなるべき(同上)

本、徳川慶喜政權を奉還す (慶應三年十月十五日)

わが國體の諸外國に勝れてゐるのは、茲に一々擧げることには出来ないが、兵馬の大權は、常に朝廷にありて、一天萬乘の 天皇が親しく萬機を御すべなることは、その主なるものであるが、遠く其の以前源頼朝が幕府を鎌倉に開き、政權を掌つてから、凡そ七百餘年の間は、大權は常に武門の手にあつて、天皇は只御位におはしましたのに過ぎなかつた。所か慶應三年の今月今日に、徳川幕府が大政を朝廷に奉還して以來、政權は全く 天皇の御手に還り、王政古に復したのである。へ、藤原鎌足薨す (天智帝八年十月十六日)

この日は、天智帝と與に、我儘であつた蘇我氏を滅ぼした藤原鎌足の死になられた日である。天智帝が中大兄皇子であらせられた頃、或る時蹴鞠の遊戯をされて、皇子の靴のぬげたのを、鎌足がお拾ひ申して、跪いて奉つた所が、皇子も跪かれてそれを御受け取りになり、それから、御二人の間は親しくなつたのであるが、偶々三韓の使が來朝したとき、御二人で心を合せて、とうとう蘇我氏を滅ぼされたのである。鎌足はかやうに忠義のある人であつたから、病めるときに、天智帝はわざ／＼鎌足をお見舞なされて、後々のことをお尋ね遊ばされたといふことで

ある。今でも大和の多武峰に談山神社といふものがあるが、それは鎌足を祀つた社である。(肖像書揭示)

ト、神嘗祭（十月十七日）

今日は、天皇陛下が御使を、伊勢大神宮にお遣しになつて、今年とれた新穀をお供へになり、宮中では、御遙拜式を御執行になる日である。斯る御祭典をなさるのは、昔、天照大神が、人民に初めて田を耕すことや、稻を植ゑて食物とすることを教へになつたがために、今日の如くお米がよくとれて、人民が安樂に暮すことが出来るやうになつたから、その御徳にむくいやうとの御心から、かやうなお祭をなさるのである。

チ、二宮尊徳歿す（安政三年十月二十日）

今日は、十四歳の時、父に死なれ、十六歳の時、又母を失ひ、二弟と共に孤になつたが、早く一人前の人間にならうとして、刻苦勉勵數年の後、遂に一家を再興した二宮金次郎の歿した日である。金次郎は、世の中の困窮せる人を救ふために、報徳教を廣めて、大勢の人を救つたが爲めに、明治二十四年に従四位を追贈された。金

次郎が一生の間に行つた事を記した報徳記といふ本は、長くも天覽を賜つたのである。(報徳記提示)

リ、ネルソン戦死す（西曆一八〇五年十月廿一日）

今日は、トラファルガアの海戦に、フランス、イスパニヤの聯合艦隊を粉碎し、その身に砲丸を受けて、戦死したネルソンの最後の日である。ネルソンの死後、明治三十八年まで、滿百年であつたが、東洋のネルソンと尊敬さるる東郷大將には、その百年祭に、自ら祭文を彼地に贈り、祭典委員は、ネルソンの乗艦木材にて作れる像を、東郷大將に紀念として贈られたといふことである。(肖像並に海戦圖を掲ぐべし)

又、吉田松蔭刑せらる（安政六年十月廿七日）

吉田松蔭は、長州藩の人である。幼時より深く書を読み、わけて日本外史を愛讀された。早くから、尊王攘夷の志があつて、國の爲めに盡されたのである。嘉永六年に米艦が渡來した時、佐久間象山の弟子となり二人して外國の様子を知らうとしてゐたが、丁度安政元年に、また、米艦が渡來したから、米國にゆかうと

思ひ、ヨッソリ下田港にいつて、米艦の船長に頼んで、船に乗せて貰はうとした。所が見付けられて、牢に入れられ、後萩の家に幽せられたが、間もなく許された。安政三年に松下塾を開き、弟子に教育を授けてゐた。然るに、同年九月頃、幕府が五港を開いて、貿易をするといふことを聞いたから、門弟等と幕府の役人を、殺さうとして、それが露見した爲めに、斬られて仕舞つたのである。併し、松蔭は尊王攘夷の志が深かつたから、死後神に祀られて、東京附近の世田ヶ谷神社となり、多くの人に参拜せられてゐる。(松蔭神社若くは肖像畫揭示)

ル、濃尾の大地震 (明治二十四年十月二十八日)

濃尾の大地震は、安政年間の江戸大地震と同じやうであつた。時は明治二十四年の今日、午前六時頃に起り、スワ地震といふ間もなく、忽ちに家は倒れ瓦は落ち、死傷者は、あちらにもこちらにも出来て、倒れた家からは火事が起り、生きながら焼死した者は、幾人あつたか知れぬ程であつた。別けて甚だしかつたのは、岐阜大垣地方であつて、美濃一ヶ國のみでさへ、潰れ家が八萬、死傷者が十七萬人もあつた。(大地震の繪畫提示)

ヲ、教育勅語を下し賜ふ (明治二十三年十月三十日)

明治二十三年の今日、長くも明治天皇は、我等國民にこの勅語を下し賜はつたのである。當時わが國は、多く西洋の學問や、事物を採り用ふるといふ有様で、世の中の遷り變りが、極めて急で激しかつたものだから、日常の行ひや務めについて、疑ひ迷ふ者が多くあつた。それで長くも明治天皇陛下は、この勅語を下し賜はつて、國民の進むべき道、行ふべき事柄をお諭し遊ばされたのである。されば、われ等臣民は、この勅語を一日片時も忘れず、克く之を身に行つて、良い人となるやう心がけねばならぬ。

ワ、加茂眞淵没す (明治六年十月三十一日)

この人は、遠江賀茂社の祠官の子であつたが、幼き時、濱松の宿屋の養子となつた。所が家業をせず、讀書ばかりしてゐた爲めに、養父に叱られた。後、京都に出で、多くの人に教へを授け、傍、自分も國學を研究して、澤山の書を著し、その頃、多くの學者が、漢學に力を入れて、我が國古來の國學を疎かにする傾きがあつたから、眞淵はそれを慨いて、我國體を明らかにする爲に、大層大義をふるひ起すことに力

を盡したのである。それ故、明治三十八年には、先年贈られた四位を進められて、
從三位を贈られたのである。(肖像書揭示)

十一月

イ、明治節 (十一月三日)

累年舉國祝ひ慣れ祝ひ納め來りし菊花の大節をもて、不世出の大帝明治天皇の
威稜を、永世記念すべく最も適當の日柄たるは、國民一般の至情なるが、彼の紀元
節は神武天皇の皇謨を、定め給へる記念日なると同時に、中興の祖に在す明治天
皇は、實に日本新明を生み給へる英主にましまし、明治の御代は正に新文明の紀
元たれば、其名の明治節も稱へて記念するは至當のことたり、而も時は天然の好
期節にあたり、寒暖の和中一ヶ年を通じ又と求むべからざる日柄なり、之を帝室
の祭典として御治定仰出さるゝは、今御大喪中とて遽かに望むべくもあらざれ
ど、凡そ三ヶ年後新帝御即位式御終了の上は、必ずや式典として仰出であるべき
を信じて疑はず、併し國民はそが仰出を待つまで、菊花節の其日をば思ひなしに
過し能はざるものあり、先帝を慕ひ奉る赤子が至情は、其日に於て迸り出すして

億兆一致、記年の祭事を營むに至らんことは殆んど目睹するが如し、學校は勿論
諸々の團體は、此日先帝の御偉業を稱へ威稜の赫々たるを頌め奉るに至るべき
や必せり。

□、北白川宮能久親王殿下臺灣に於て薨去せらる (明治二十八年十一月五日)

北白川宮様は、始め上野宮又は輪王寺宮ともいつた。維新の際、彰義隊にもり立
てられて、上野東叡山にこもり、官軍に抵抗せられたが、とうとうお敗けになつて、
仙臺にお逃げなされた。そして、明治元年に罪を釋されたのである。その後明
治三年に歐羅巴に行き、兵學を修業して十年に歸へられ、廿八年臺灣が我が領地
にならぬ時、近衛師團長として彼の地を征伐に向はれ、十月病に罹つて薨せられ
た。死後臺灣神社に合祀させられたのである。(肖像揭示)

ハ、日清戦役後遼島半島還附の條約調印成る (明治二十八年十一月六日)

日清戦役のとき、わが國が清國より得た遼島半島を永く我國の領地とするのは
東洋平和の爲めに宜しくないと云つて、獨佛露の三國が我が國へ申込んで來た。
その時、我が國は戦役後、國の力が疲れてゐる頃であつたから、不本意ながら、恨み

を呑んで三國の言ひなりになつて、遼島半島を還したのである。それでその事を約束するために、その日が恰度明治二十八年の今月今日であつたが、この遼島半島還附のことから、彼の日露戦役も始まつたのである。(地圖揭示)

二、太陰曆を廢し太陽曆を用ふ (明治五年十一月九日)

一體曆といふことは、日讀の義であつて、一年中の四季月日などを表に記したものである。そして、太陽曆は世界文明の諸國に於て、殆ど之を用ゐぬ所はない程であるから、我が國に於ても、明治五年の本月本日に太陰曆を廢されて、爾來太陽曆を用ふることになつた。所が文明の新空氣を呼吸せぬ無智の人達は、太陽曆の精確であることを知らないで、まだく太陰曆に重きを置くやうであつたら、昨年再び曆の上にも、舊曆即ち太陰曆の事を載せぬことになつて、新曆即ち太陽曆のみ載せらるゝことになつた。(曆の新舊二種の實物提示)

ホ、内務省を設置す (明治六年十一月十日)

今日は、我國に内務省を設けられた日である。内務省は國內の政治を扱ふ所であつて、その省の内務大臣は、社寺、民籍衛生、地方行政、議員選舉、土木、地理、出版著作

權、賑恤及び救済に關する事務を管理し、臺灣總督、北海道長官、府縣知事、中央衛生會等を監督する。尙内務省令を發布する權能がある。省内に次官及び神社、地方警保、土木、衛生、宗教の六局長をおき、外に參事官、書記官を置いて居る。

ハ、一休和尚 (文明十三年十一月十一日)

今日は一休和尚の死くなられた日である。一休和尚は宗純といつたり、又狂雲子などともいふ。後小松天皇の落胤だといふことである。六歳の時、京都安國寺像外鑑の侍童となり、後寶幢寺で清叟仁の維摩經の講義をきき、それより内外の書を學び、應永二十二年近江國堅田に行き、華叟に謁を求め、強ひて門下生となり教をうけた。華叟は一休の二大字を書して與へ、これより號とした。華叟の死くなつてからは、諸方に行脚し、永享五年後小松天皇不豫の際、召し出されて宮中に入り、必要を説いたとがある。應仁文明年間には、兵亂を避けて諸處に逃れ、後文明六年二月二十三日勅命により、大徳寺の住職となり、同十三年の今月今日八十八歳で死んだ。狂雲集といふ著書がある。

ト、天氣豫報の嚆矢 (西洋紀元一八五四年十一月十四日)

クリミア戦争の際に起つた暴風の爲めに、英佛二國の艦隊が非常なる損害を蒙つたことがあるが、その數日前、佛國にても同様の暴風があつたが爲めに、種々研究の結果、終に同一暴風の經過し來りしことを知つた。若しこのことを豫知してゐたならば、艦隊の損害を免れたであらうとのことからして、天氣豫報の研究が次第にひろまつて來たのである。

予、幼稚園を設く (明治九年十一月十日)

我が國に幼稚園を設けられたのは、明治九年の今月今日である。幼稚園は、學齡未滿といつて、まだ六歳にならないで、小學校へ入學することの出來ないものを教へる所である。それ故幼稚園の園兒は、大概四歳から六歳までの可愛らしい子供ばかりである。

リ、神武天皇即位の年を紀元と定めらる (明治五年十一月十五日)

神武天皇は、今上天皇陛下の御先祖であつて、今を距ること二千五百七十二年の昔、中國に御遷幸になり、大和橿原宮にて、御位に即かせ給ひ、新に元年を紀し給はつたのである。そして、この日を紀元節と稱せらるゝことになつたのは、明治五

年の今月今日である。されば、皇國に生を享けたる者は、先祖代々より御歴代の皇恩によつて、今日の我が身に至りしもの故、この皇恩の洪大無限なることを、深く心に銘して、寸時も忘れてはならない。(御即位式の繪畫揭示)

又、大岡忠相卒す (寶曆元年十一月十九日)

今日は大岡越前守忠相といつて、徳川幕府の頃、天下の名判官であつた人のなくなられた日である。この忠相は、初めは、伊勢山田の奉行職を勤めてゐたのであるが、その勤め振りが正しくて、罪人のさばき方が上手であつたから、後には徳川幕府のお側へ呼び寄せられて、江戸町奉行に出世し、圖の掟を重んじて、たとひ、自分より目上の人でも、悪い事をした時には、ドン／＼法律にてらして、さばきをされた。併し無暗に役人風を吹かすことなく、下々のもので、知らずに罪ををかけた時には、よく不心得をさとして、慈悲深き扱ひをされた。(肖像揭示)

ル、新嘗祭 (十一月二十三日)

新嘗祭は、毎年十一月二十三日に、天皇陛下が、今年の新穀を伊勢大神宮や、四方の神々にお供へになり、また御自分もお召し上がりになる、御祭りである。この

御儀式は、古く神代から始まつて、今も變ることはない。その御儀式は、當日午前四時、賢所御便殿に於ていと厳かに行はせらるゝのである。我々が食物とする穀物は、最初皇太神宮が植ゑさせ給はれたものであるから、その後世々の天皇は申すまでもなく、今上天皇陛下に至るまで、常に民の食を重んじさせ給ひ、毎年二月には、新年祭といつて五穀の豊熟することを祈らせ給ひ、國民が安樂にその日を送る有様を、神々にお告げになるのである。(新嘗祭御儀式の繪畫揭示)

ヲ、第一議會を召集せらる。(明治二十三年十一月二十三日)

今日は始めて帝國議會を召集された日である。その後、毎年々末から翌年の春にかけて、この議會をお開きになることであるが、何を相談するのかといへば、國の事を評議するのであつて、貴族院と衆議院との二つから出來て居る。貴族院の議員は、華族學者、多額納稅者から出來てゐて、其數は、三百人程ある。衆議院の議員は、日本全國から選舉されたもので、その數は、三百七拾人餘りある。此等の議員を選舉するには、學問もあり、徳望もあつて、眞に國家のためを計る人を選擧するやうにして、人から運動を受けた爲めに、自分の考を變へるやうなことがあ

つてはならぬ。(兩議院の繪畫提示)

ワ、義民佐倉宗五郎直訴す。(承保三年十一月二十六日)

宗五郎は、本名を木内宗吾といつて、下總佐倉藩の割元名主であつた。その頃、領主堀田正盛といふ人がゐて、租稅の徵收を大變嚴しくしたから、下々の人民は非常に難儀をした。宗吾はそれを見兼ねて、幾分か人民が樂になるやうにと、度々領主に願ひ出たが、一向思ふやうにならなかつた。それで宗吾は、いつそのこと將軍にお願ひしやうとして、態々江戸に出で、將軍家光に直訴したのであるけれども、何しろ開けない時のことであるから、その願は聞き届けられなかつたし、又直訴の罪によつて、死刑に處せられたのである。芝居などで、宗吾の妻子まで死罪にされる所をするが、あれは拵へごとである。(繪畫揭示)

カ、日露戦役に二〇三高地を占領す。(明治三十七年十一月三十日)

今日は、日露戦役のとき、難攻不落といはれた旅順の二〇三高地を占領した日である。旅順はロシア十年計畫事業の下に、澤山の金と人夫とを使つて、堅固な城や砲臺を築いた所であつたから、之を占領するまでの我が軍の苦心は、實に筆に

も言葉にもいひ盡せぬ程であつた。然るに忠勇無比なる我が軍人は、身命を賭して之を攻撃した爲めに、さしもの金城湯池といはれた二〇三高地も陥落したものである。この二〇三高地が占領された爲めに、翌三十八年の一月一日には、ステツセルも兜をぬいで、遂に乃木將軍に降参を申し込んだ。兩將會見の繪畫(揭示)

十二月

イ、新兵の入營 (十二月一日)

明治維新前に於ては、兵役は各藩武士の任務であつたが、明治の御世になつてからは、兵役は國民全體の任務となり、明治五年の十二月一日徴兵令を布かれて、我が大日本帝國に生れた男子は、滿十七歳から滿四十歳までは、この兵役に就かねばならぬ國民の義務の一つとなつた。それで、丁度滿二十歳になると、徴兵検査といつて、兵役に就く者は、身體が丈夫でなければならぬから、身體の検査を受けるのである。愈検査に合格すると、今度は籤を抜き、籤に當れば兵士となつて兵役に行くのである。(新兵入營畫提示)

ロ、赤十字社

(明治三十四年十二月二日)

皆は白地に赤い十字の形のある旗を見たことがあらう。あれは赤十字社の旗である。赤十字社は一朝國家に非常の事變が起き、戦亂の不幸があつて、從軍者に死傷したものがあれば、それを救護したり、その他天災のために不幸に出逢つたものを救済して、博愛仁慈の義舉を實行するものである。されば、その志ある者は、皆奮つてこの社に入社し、益本社の隆盛につとめつゝある。皆も他日成長の後、この社に入社するやう心がけねばならぬ。(赤十字の旗提示)

ハ、郵便法を定めらる

(明治三年十二月三日)

昔郵便の規則の出来なかつた頃は、飛脚といふものがあつて、甲の地から乙の地へ手紙を送るには、一々その飛脚が持つてゐたのであるから、少し離れた所へ手紙を出すには、幾日もかかつた。所が今日では、この郵便法をきめられたから、昔一週間もかゝらなければ、手紙の届かなかつた所でも、今日出せば、明日は届くやうな便利になつた。斯様に郵便法は便利なるものであるから、我々はよく郵便の規則を心得てゐて、罰金などを取られぬやうに注意せねばならない。(郵便規

則の心得表並に第一種乃至第四種までの郵便物揭示)

二、参謀本部を置かる (明治十一年十二月五日)

参謀本部は、明治十一年の今月今日に創めて設けられ、東京麹町區永田町にある。なにをする所かといへば、國防といつて、外國に對する國のかためや、兵隊の用事を掌る所である。この参謀總長といふのは、陸軍大將か陸軍中將の人がなるので、天皇のお膝下にゐて、軍隊のことを相談したり、又陸軍大學校のことや、陸地測量部のことを取締るのである。それ故外國と戦争をする時に、どうしたならば戦争に勝てるか、兵士を幾人送り出すか、どういふ風に攻めるかなどの事は、何れも、この参謀本部で、相談の上きめられるのである。(寫眞揭示)

ホ、坂本龍馬暗殺せらる (慶應二年十二月十二日)

龍馬は土佐の藩士である。幼時より武術の外、水練を學び、その術に上達した。成長の後江戸に出て、千葉周作の門弟となり。劍道を學び名人となつたから、藩に歸つた。その頃は、海外諸國と通商條約を結ぶので、國內が非常に騒がしかつたから、龍馬も國の爲めに盡さうとして、コッソリ大阪に出て江戸に來た。勝安

房の家に寄寓し、航海術を學び、後、海軍練習所の塾頭に撰ばれたが、幕府から疑はれたから止めた。その後王政復古のことに力を盡した廉で、幕府黨に憎まれ遂に殺されて仕舞つたのである。(肖像揭示)

ハ、赤穂四十七義士吉良邸を襲ひ、主君の仇を報す (元禄十五年十二月十四日)

今日は赤穂四十七義士が、主君の怨を報じた日である。四十七義士の話は、世間で忠臣蔵といつて、歴史にも、小説にも、芝居にもされて、婦女老幼もこれを知らぬものはない。殊に東京高輪の泉岳寺にある四十七士の墓前には、常に香花が絶えぬといふことであるが、これは、全くわが日本魂が遺憾なくあらはれた結果であつて、誠に武士道の華と云ふべきである。仇討のことは、今の世には禁じられてあるが、昔は親の仇討とか、主君の仇討とかなどは、まゝ事實にあつたのである。兎に角、大石良雄等四十七義士は、忠義のために身をさし出し、千古不滅の義名を残したのであるから、明治天皇陛下は、明治元年十一月五日次の勅語を御下賜になつた。

汝良雄等、固ク主從ノ義ヲ執リ、仇ヲ復シテ法ニ死ス。百世ノ下人ヲシテ感奮

興起セシム。朕深ク嘉賞ス。今東京ニ幸ス、因テ使トシテ權辨事藤原獻ヲ遣シ、汝等ノ墓ヲ弔ヒ且金幣ヲ賜フ(原漢文)

ト、横須賀に鎮守府を置く (明治十七年十二月十五日)

鎮守府といふのは、海軍がふだんといまつてゐる所で、陸軍で師團といふのと同じである。どの軍港にも、鎮守府は置いてあるが、有名なのは、横須賀、吳、佐世保、旅順等である。この中で横須賀へ置かれたのが、明治十七年の今月今日なのである。何をやる所かといへば、軍隊を出す準備や、敵を防ぐ手段などをきめる外に、海の上を危険でないやうに取締るのである。こゝには参謀長の下に司令官を置いて、鎮守府に關する一切の仕事を掌るのである。(軍港寫真揭示)

チ、西郷隆盛の銅像除幕式 (明治三十一年十二月十八日)

東京の上野公園に行くと、直ぐに眼に着く銅像がある。その銅像は西郷隆盛であるが、除幕式は明治三十一年十二月の今日であつた。隆盛は鹿兒島の藩士で、近習といふ役から、だん／＼出世して、陸軍大將になつた人である。古から「旂檀は二葉より香し」といつたやうに、隆盛も少年時代から人とはちがつてゐた

その頃鹿兒島藩では、殿様が八ヶ間敷くて、近習を勵まし、暇さへあれば武術の稽古をさせるから、誰も一生懸命にやつた。然るに、隆盛は暇さへあれば、河へ釣に往つて、遊んでばかりゐる。すると友達は大層悪くいつて、その事を殿様に申し上げた。所が殿様は笑つて、あれはお前達とは一緒ににはならぬと言はれたさうであるが、その頃から隆盛の偉くなることは見えてゐたので、果して、維新の折に非常の手柄で偉い人となつた。

リ、始めて内閣を置く (明治十八年十二月二十三日)

今日は始めて、我が國に内閣を置かれた日である。内閣は國務大臣の會議をする所であつて、憲法にきめられたことを基として、國の政を定めたり、政治上のことを打ち合せしたりするのである。その議長は、内閣總理大臣であつて、天皇の仰せを受けて、相談をする。又必要の場合には、事をきめた上に、後で天皇に申し上げて、お許しを受けることもある。(寫真若くは總理大臣の肖像揭示)

又、迎年に關する心得 (十二月二十三日)

學校は明日からお休みになるし、亦一週間許りでお正月が來るから、それ等の心

得を知り居らねばならぬ。年末年始は、どこの家でも色々の用事があつて、殊に忙しい時であるから、皆は自分で出来る事は家の仕事の手助をするやうにして、お父様やお母様の世話になつたり、厄介をかけたりにしてはならない。

其三 第三學期揭示實例

一月

イ、四方拜 (二月一日)

今日の御儀式は、午前四時頃から宮中に於て、天皇陛下御親ら、伊勢大神宮を始め、四方の神々を御遙拜遊ばさるのである。此等は何れも、天皇陛下が皇祖皇宗の御高恩を思召し給ふ御孝心と、わが國に功勞ある方々を、大切に思召し給ふ大御心であつて、誠に有り難いことである。されば皆も、天皇陛下の厚い大御心を思つて、皇太神宮を始め多くの神々を拜み、我が家の祖先を尊んで、御恩に報ゆるの覺悟を持たねばならぬ。

ロ、日露戦争に旅順開城す (明治三十八年一月一日)

今日は、日露戦争の時難攻不落といはれた旅順要塞を陥落させた日である。こ

の旅順の要塞は、元來清國の領土であつたが、明治二十七八年戦争の結果、清國は遼東半島と共にわが國に譲つたのであつた。その頃露國は、獨佛の二國と同盟して、無理に清國に還へさせたのである。所が露國は間もなく自分のものにして、その後十年間もかゝつて、澤山のお金をかけ、堅固な要塞を造り上げたのである。

露國はかやうな勝手のことをしたから、とうとう日露戦争が始まつたので、この日、わが國に降参した捕虜は、三萬八千人餘もあつた。又わが國で受領した大砲は、大中小合せて五百五十門もあつた。

ハ、加藤清正蔚山に戦ふ (文祿三年一月二日)

今日は、豊臣秀吉が朝鮮征伐をした時、鬼將軍といはれた加藤清正が友達の淺野幸長が蔚山城に立籠り、敵に攻められて危かつたのを救ひに往つた日である。清正が救ひにゆかなければ、幸長は敵に攻め落されたのであるが、清正は國を出るとき、幸長のお父様に約束したことがあるから、其約束を守つて、幸長の危いのを助けたのである。その外、清正は地震加藤といはれたが、それは清正が太閤か

ら叱かれて、謹慎中であつたが、或る大地震のとき、太閤の身の上を案じて誰よりも一番早く、太閤のお屋敷へかけつけたからである。

二、楠正行戦死す (正平元年一月五日)

かへらじとかねて思へは梓弓

なきかすに入る名をぞとゞむる

この歌を讀めば、誰のことを思ひ出すか……もう言はなくても知れる、小楠公のことである。小楠公はお父様の遺言を守り成長の後、仇を討つて天子様に忠義を盡した人である。正行は智勇の人ですぐれた大將であつたけれども、高師直の軍勢が非常に多くて、正行の軍勢は小勢であつたから、さんざん戦つた後、衆寡敵せずして、とうとう四條畷で、弟の正季とさしちがへて戦死された。もつともそれ迄には、度々戦つて高師直を苦しめたのであつたが、自分の身體には、澤山の箭を被つたし、家來にも死傷があつたので、うつかりしてゐると、捕虜にされさうであるから、深く討死と覺悟されたのである。

ホ、春の七草

春の七草をお粥に入れて食べることは、何時頃始まつたのかといへば、我が國では醍醐天皇のときに、七草の若芽をあつものにして供へたことが始まりで、その後、下々まで七草粥といつて食べるやうになつた。この七草が大きくなつた所の繪を、皆にお目にかけるが、その一はセリである。セリには、赤芹と白芹との二種ある。白芹よりは赤芹の方が、葉も大きく味もよい。二はナヅナである。ペンペン草とも云ひ、スズメノキンチャクなどともいふ。三はゴキヤウである。葉や莖に白い毛が澤山に生えてゐるから、直ぐにわかる。四はハコベである。花は白く花弁が五つある。五はホトケノザである。芽生えのときは、八枚の葉が丁度蓮の葉のやうに開いて、その上にお釈迦様でもすわつてゐる様だ、それでホトケノザと名づけたのであらう。六はスヤシロといふ、これは大根の事である。七はスヤナで、蕪菁の事である。(繪畫揭示)

へ、第三學期始業式。(二月八日)

今日行ふ始業式は第一二學期の始業式とちがひ、皆がよく／＼注意せねばならぬ事がある。それはこの三學期は本學年間の仕上げをする時であるから、一番

大切な學期である。それ故第一二學期に成績の悪るかつた人でも、この學期に行儀をよくして、一生懸命に勉強すれば、取り返しがつくし、第一二學期の成績の良かつた人でも、この學期に出来が悪るかつたならば、先に良かつたことが、何にもならなくなるから、第三學期は油断せず、大に勉強せねばならない。くはしいことは、式のとくにお話する。

ト、明治天皇御踐祚遊ばさる（慶應三年一月九日）

今日は、今上天皇陛下のお父様である明治天皇が、お父孝明天皇のおあとをお繼ぎなされて、天皇の御位にお即きなされた日である。その時天皇はお年僅かに十六歳であらせられたが、何事も御聰明でおはしましたから、御即位後萬機を御親裁あらせられて、わが國運の發展を今日のやうにあらしめられたのである。昨年八月三十日御崩御の折は、六千萬の同胞は悲しみにくれて、赤子の慈母を失つたと同様であつた。わが國が今日世界の一等國となつたのも、全く明治天皇のお蔭である。

子、英照皇太后崩御せらる（明治三十年一月十一日）

今日は、明治天皇の御母様にあたらせらるゝ英照皇太后の崩御あらせられた日である。皇太后は、百二十代目の孝明天皇の女御、名は夙子と申され、從一位關白九條尙忠の第六女にあらせられ、嘉永元年に入内、萬延元年に、明治天皇の御母と治定せられ、明治元年、明治天皇の御即位があつて、皇太后の宣下があつたのである。明治三十年に崩御せられ、御年六十三、英照皇太后と諡せられた。リ、始めて紙幣を發行す（建武元年一月十二日）

昔、紙幣のない頃は、物品と物品とを取り換へて、紙幣の代用をしてゐたのがある。されば、その不便であつたことは、今日の人には考へられない程である。即ち遠方の人と賣買する時には、重い物を遠くへ持ち運ばねばならなかつた。所が今日では、紙幣のやうな便利なるものが出来たから、どんな遠くへ持ち運ぶにも少しの不便はない。今日では大阪造幣局で、わが國の入用な丈、紙幣でも貨幣でも、自由に製造することになつてゐる。

又、元の使來りて圖書を呈す（文永五年一月十八日）

今から六百年許り前に、元の兵が我が國に攻め寄せて來て、大層激しい戦争をし

たが、その始まりは文永五年の今月今日に、その國の君主忽必烈が使を我が國によこして、交通したいと申込んだのである。けれど、その時の手紙の文句が極めて暴慢無禮であつて、丸でをどかさうとしたのである。それ故、我が國からは、別に返事を遣らないで、その儘にしておいた。すると、その翌年再び手紙をよこして、催促をして來たから、朝廷はそれを鎌倉幕府に相談された。時の執權時宗は、其の手紙を見ると、前と同様に無禮千萬な文句であつたから、その使を追ひ返した。こんな事からして、とうとう攻めて來たのであるが、最後には我が國が大勝利であつた。

ル、日章旗を船艦の徽章と定めらる (安政六年一月二十日)

日章旗即ち日の丸の旗を、船艦の徽章と定められたのは、安政六年の今月今日である。日章旗は日の丸の赤い色をしてゐて、どことなく勇壯であるから、我が國の武士の魂即ち忠義な赤い一點の曇りない心を現してゐる。されば、日章旗の飄へる所には、我が國民の氣象の發揮されぬ所はない程である。我々は日章旗のやうな、鮮かな心を持たねばならない。

ヲ、軍旗の話 (明治七年一月二十三日)

軍旗即ち聯隊旗は、明治七年の今月今日に、東京日比谷練兵場に於て、近衛歩兵第一、二兩聯隊のために、明治天皇行幸の上、御親授あらせられたのが、始めてである。その後、東京諸聯隊には、練兵場で授與あらせらるゝが、地方の諸聯隊には、旗手を出京させて、宮中に於て御授與になるのである。

軍旗は軍人の生命よりも尊いものであるから、之を護つて戰場に臨めば、如何なる事ありとも、軍旗の下には、勇戦奮闘せねばならない。されば、我が國の軍人は、軍旗を軍人の精神として、軍旗の行く所には、深く敵地に攻め入つて、城を抜き土地を占領すると、第一に軍旗を掲ぐるを常とする。

ワ、菅原道真藤原時平の爲に貶せらる (延喜元年一月二十五日)

菅原道真は、幼い時から、學問も武藝も人よりすぐれ、成長して後、博士の試験を受けて及第された。それ位の人であるから、大層時の天皇に可愛がられて右大臣となり、その年の菊見の折、天皇に詩を作つて奉り、大層お褒めに預かつた。すると、日頃道真の出世を羨ましがつてゐた時平は、別段に罪もとがもない道真を

あしざまに言つて、次の宇多天皇に讒言したのである。それが爲め、道眞は遠い所へ遣られることになった。なんとお悼ましいことではないか。

カ、ペテロ大帝死す (西曆一七二五年一月二十七日)

露國が世界に於ける一大強國となつたのは、このペテロ大帝の賜ものである。大帝は、幼少の時から玩具などには手を觸れないで、『余は軍人である。余は大將である』といつて居られ、友達と遊ぶにも、いつも戦さ遊びをされた。成長の後、造船術を研究するために、外國の造船所に備はれ、その職工となつて、色々に苦心されたのである。後、露國の版圖を多くするために、東亞政策といつて、東洋の國々を我が領分とした。それが爲めに日露戦争も起つたのであるが、ペテロ大帝は、誠に意志の強固な人であつた。(肖像畫掲示)

二月

イ、韓國保護國となり統監府を開府す (明治三十九年二月一日)

韓國は今でこそ我が國の領分となつたが、その以前は、實に世話の焼けた國であつて、日清戦争も日露の大戦争も、そのもとは、この韓國を保護する爲めである。

そして二回の大戦争を経て、漸く明治三十九年の今月今日に、確かに保護國となり、政治上の事を一切世話する爲めに、この統監府をおくことになつたのである。その時の統監は、彼のハルビンで暗殺された伊藤侯爵であつた。韓國は今日では、國號を改めて朝鮮といふのである。

ロ、赤穂義士に死を賜ふ (元禄十六年二月四日)

赤穂義士は皆の知る如く、元禄十五年十二月十四日に、不倶戴天の仇を討つて、日頃の本懐を仕遂げた上、幕府に自訴した。すると幕府は、かやうな忠義の士を殺すに忍びないと云つて、細川外三家へお預けになつたが、種々相談の上、とうとう切腹を仰せつけられた。遺言によつて、四十七士の屍は、亡君淺野長矩の墓側に葬つた。現に東京高輪岳泉寺にある義士の墓は、これである。

ハ、復讐の禁令出づ (明治五年二月七日)

昔は親が人に殺されると、その子が仇討をしたものである。彼の四十七士の如きは、主君の怨を晴すために、あのやうな艱難辛苦を遂げて、本望を遂げたのであるが、兎に角親の仇を討つといふことは、一通りの苦心ではなかつたので、時には

返り討ちにされることもあつた。所が今日では、ちやんと法律にきめられて、たとひ親を殺すものがあつても、その子は仇討をせないで、政府でその代りをして呉れるのであるが、大正の御代のお蔭といふべきである。そしてこの仇討を禁じられたのは、明治五年の今日今日であつた。

二、新聞紙發行を許さる (明治三年二月八日)

今日は、始めて新聞紙を發行された日であるから、次の歌を御覽に入れる。

都會のことも田舎のことも、千里あちらの他國のことも、一目でわかる新聞紙。あゝ重寶な新聞紙。火事が多いぞぬすがあるぞ、こはい病氣がはやつて來たと、氣をつけさせる新聞紙、あゝ親切な新聞紙。人に知られん善事をうつし、かげに隠れた悪事をうつす、鏡のやうな新聞紙、あゝ明かな新聞紙。

この歌のやうに新聞は、世の中に起つた面白い事新しこと、又は大切な事など、一も漏さず探し出して、速に讀者に知らせるから、我々は新聞を購讀して、全國や海外の様子を知るやうにせねばならぬ。

本、紀元節 (二月十一日)

紀元節は 天皇陛下の御先祖にまします 神武天皇が始めて、大和國橿原宮で御位につかせられた日である。神武天皇の御先祖は、世世日向國においでなされたが、東の方の國々には悪者共が多く居て、人民を苦しめたから、天皇は、これらの悪者共を討ちしつめ、都をこゝに定められたのである。その後、今日(明治四十五年)まで二千五百七十二年の間、皇統連綿としてかはることなく、世界に類なき、強い國になつた。我等は、このありがたい御世に生れ、無事に暮すことのできるのは、皆 天皇陛下のお蔭であるから、謹みて、お祝をせねばならない。(御即位の繪畫揭示)

へ、帝國憲法發布 (明治二十二年二月十一日)

今日は、我 明治天皇陛下が、帝國憲法を御發布になつた日である。憲法は我が國の大切な法律であつて、我が國を治め遊ばせらるゝには、萬事之が基となるのであるから、我が國に生れたるものは、誰でも之を守らねばならぬのである。帝國議會が開けてから、この方、農工商の區別なく、議員となることができ、恐れ多くも、朝廷の政治に參與し、自由に思ふ所を述べることのできる、有り難い御世

となつたのは、全くこの憲法御發布の御恩澤によるのである。されば國民たるものは、この御發布當日を忘れてはならない。

ト、金鷄勳章を定めらる。(明治二十三年二月十一日)

明治天皇は、明治二十三年の今月今日は、神武天皇御即位の年から二千五百五十年目に當るとのお思召で、この金鷄勳章をお定めになつたのである。これは、武功拔群のものにお授けになるのであるが、この由來は、神武天皇が御東征の折、金色の鷄が飛んで來て、天皇の御弓にとまり、皇軍をお誘ひ申して、遂に平定の功を仕遂げさせられたからである。(金鷄勳章揭示)

チ、四條畷神社大祭 (二月十二日)

今日は、楠正行公を祀つた四條畷神社の祭禮日である。正行公は、父正成公の志をついて、後醍醐天皇に忠義を盡したから、明治天皇陛下はその忠誠を嘉みさせられ、明治十年に従三位を贈られ、明治三十年に従二位を贈られたのである。誰でも、我が國に何か事が起つて、天皇陛下の御心を惱ますものがあつたならば、自分の命を棄て、も、陛下の御爲めに忠君の道を盡さねばならない。(四條畷

神社の繪畫揭示)

リ、第一回日英同盟成る (明治三十五年二月十二日)

我が國は、英國と同盟した爲めに、一層わが國の名譽は世界に高まつたのである。同盟といふのは、國際條約といつて、國と國との約束をきめた事に基いて、第三國に對し、互に防守若くは攻撃を共にすることを約束するのであるから、一朝わが國が他國と戰爭する場合に、若し或る國が他の國に加勢するときには、同盟國は約束によつて、わが國を助けることになる。それ故、強い國と同盟してをれば、若しもの場合に大層心強いのである。それで、この約束の最初は、明治三十五年の今月今日であつたが、その後三十八年の九月二十七日に、再び同盟の約束を固くしたのである。

又、西郷隆盛兵を鹿兒島に擧ぐ (明治十年二月十五日)

今日は、西郷隆盛が兵を鹿兒島に擧げて、名高い西南の役が始まり、九月二十四日に、とう／＼城山に戦死したのであるが、隆盛は始めからこの役を起す志はなかつたのである。所が日頃教育を受けた私立學校の生徒が、隆盛を大將にもり立

てたから、止むを得ずその大將になられたのである。それ故 明治天皇深く之をあはれにお思召され、明治二十二年憲法發布の當日、隆盛の賊名を除いて、正三位といふ位を贈られ、その子に侯爵を授けられた。(肖像畫揭示)

ル、大鹽平八郎亂を起す (天保八年二月十九日)

大鹽平八郎は、大阪の興力といふ役を勤めた人である。興力といふのは、今の巡查と同じやうな役目である。平八郎は幼い時から勉 が好きであつたから、大層學問が出来た。その頃悪い役人がゐて、金持の商人と悪事をたくらみ、大勢の人を苦しめた。平八郎は、高井といふ町奉行と相談して、取調べた所が、人から横取りしたお金が澤山にしまつてあつたから、それを残らず貧民に恵んで遣つた。その後平八郎は、役を養子に譲り、自分は生徒に學問を教へてゐた。所が天保八年に米價が騰貴して、市民が大層困窮したから、平八郎は奉行に願つて、施米をして貰いたいと頼んだが、一向聞き入れて呉れない。そこで平八郎は自分の藏書を賣り、その金で貧民を助けた。けれども、奉行は少しも貧民を救はないから、その役人を攻める爲めに、大勢の仲間を集めたのであるが、とうとう見付かつて、捕

へられやうとしたから、自分の家に火をつけて自殺して仕舞つた。

ヲ、新に樞密院をおく (明治二十一年二月二十一日)

樞密院といふのは、樞密顧問官の方々が、集まつて相談さるゝ所であつて、天皇陛下にはそこへ親しく御臨席遊ばされ、國の大切な事柄を御相談になるのである。樞密顧問官とは、天皇陛下が大切なことをお尋ねなさる役人であるから、陛下が政事をお取扱ひになるのを、お手傳するやうなものである。それ故國の大切なることをお尋ねになるときは、樞密顧問官の方々が相談して、その相談の上きめたことをお答へ申すのである。いつからこの樞密院を設けられたかといへば、明治二十一年の今月今日からである。

ワ、旅順口閉塞 (明治三十七年二月二十四日)

日露の戦争は、陸海軍共大成功を以て、世界の人々を嘆賞せしめたのである。その中でも、我が海軍が、旅順の敵艦隊を攻撃したことは、非常なる成功であつたが、殆ど人力の企て及ばぬことをしたのは、旅順口閉塞の壯舉であつた。この企を起した人は、彼の有名なる廣瀬中佐である。中佐は生ける時、既に軍神と稱せら

れ死していよくその名を輝した人である。今では、東京の神田須田町に銅像が建てられ、日本武士の鑑と仰がれてある。(肖像畫揭示)

カ菅原道真薨す (延喜三年二月二十五日)

道真公は、幼時より物事に明るかつた爲めに、世の中の人は神童とほめはやした。成長の後は、文武兩道に通じ、高位榮職に進み、君の寵遇は一身に加はつたのである。所が藤原時平の讒言にあひ、九州に流されてからも、誠忠をはげみて、君恩を忘れず、遙に皇居を拜して、延喜三年の今月今日に長逝したのである。時に年が五十九であつた。

去年今夜侍清涼

秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣猶在此

捧持日々拜餘香

ヨ、琵琶湖疏水通す (明治二十一年二月二十八日)

琵琶湖の疏水工事は、前の京都府知事北垣國道氏の計畫されたもので、大津市の三保崎から京都市の蹴上まで、凡そ六千七百七間の長さを開いたものである。明治十八年六月に工事に取りかかり、殆ど五ケ年間かかり、人夫四萬人、費用百十九

萬餘圓を使い、漸く二十三年の四月に出来上つたのであるが、船が通ひ始めたのは、二十一年の今月今日であつた。これは、琵琶湖の水面と鴨川の水面とで、凡そ百二十尺の違ひのあるのを利用して、水力發電所を設け、器械の運轉と電車とで船を通はすのであるから、大津からその船に乗れば、凡そ一時間で京都に往くことが出来る。

三月

イ、帝國大學を設置す (明治十年三月一日)

大學校は一番高い教育場である。今日は我が國が始めて、大學校を設けた日であるが、その後、帝國大學を東京帝國大學と改め、ついで、京都帝國大學を設け、引きつゝ、福岡醫科大學とか、札幌農科とか、又、東北大學なども設けられた。

ロ、節句 (三月三日)

節句は、昔、一年中の式日として、禁裏に於ても、幕府に於ても、莊嚴なる式典を擧げられたのであつて、近頃の大祭日のやうであつた。そして、五節句といふのがあ

したものである。この五節句は支那の古風であつたものが古くから我が國に傳はつたものである。(雛祭の繪畫提示)

ハ、平將門誅に伏す (天慶三年三月五日)

今日は平將門が平貞盛に殺された日である。なせ殺されたかといへば、將門は天下を自分のものにしたが大悪心があつたから、伯父に當る常陸大掾平國香といふ人を攻め滅した。すると、一人の伯父である下總介良兼といふ人が、將門の不心得を怒つて征伐されたが、戦ひの終らぬうちに良兼は病死した。そこで將門は下總に城を構へ、次で下野上野を攻め取り、自ら新皇といつて、大臣以下文武百官を置いた。朝廷では棄て、置けないことであるから、藤原の忠文を征夷大將軍として、將門征討のために差し向けられたが、國香の子平貞盛は、秀郷と共に攻めて滅した。

ニ、神武天皇の即位を以て紀元元年と定めらる (明治六年三月七日)

本年即ち明治四十五年は、神武天皇御即位以來、二千五百七十二年目に相當するのであるが、神武天皇の御即位なされた年を、紀元元年とお定めになつたのは、明

治六年の今月今日である。申す迄もなく、我が國が神武天皇以來萬世一系の皇室を戴いてゐて、然も二千五百七十二年の永い間、外國から侮りを受けないのは、御歴代の天皇のお蔭であるから、我が國の臣民たるものは、皇帝のために一生懸命に働かねばならぬ。

ホ、陸軍記念日 (三月十日)

今日は、我が國の陸軍が、明治三十七八年の戦役に大捷利を得たのを祝する日である。なせ三月の十日が記念日になつたかと言へば、この日は名高い奉天の大戦争に勝つた日であるからで、この奉天の戦争は、これまで世界に例のない大戦争であつて、日露兩國の兵士の數が、百六十萬といふ澤山の軍人が戦つたのである。くはしいことは、今日の式の折、お話することにしやう。(奉天戦争圖提示)

ヘ、伊藤仁齋歿す (寶永二年三月十二日)

仁齋は京都の學者である。品行の端正な人であつて、熱心に生徒を教授されたから、弟子が三千人もあつた。彼の大石良雄もその一人である。居所が堀河にあつたから、堀河學校といへば、その名は天下に聞えたものである。年七十九で

寶永二年の今月今日に歿せられた。嘗てどこへか行かれた時、途中盜賊に出逢つたから、衣服を脱いで賊に與へ、その不心得を話して聽かされると、賊は仁齋が有名の學者で、品行の正しい人であることを知つてゐたから、非常に感心して心を改め、善人に立ちかへつたといふことである。

ト、五ヶ條の御誓文を發せらる (明治元年三月十四日)

明治天皇陛下は、御即位の年間もなく、この五ヶ條の御誓文をお下しになつたのであるが、この詔勅によつて、我が國の基礎は、強固になつたのである。次に記して見やう。

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 廣く相談をして、天下の政治は、一般の意見によつてきめて行くことにしやう
- 一、上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 上のものも、下のものも心をそろへて、盛に國の仕事をつとめて行くことにしやう。
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

文官武官を始め、一般の人民に至るまで、めい／＼の志す仕事を仕遂げさせて、人の心をうませないやうにしやう。

一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

古から仕來りの、よくない習しは破りすて、天地間の最も正しい道に従つて行くことにしやう。

一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

すぐれた知識を、世界中から求めて來て、大に御國の基を盛にすることにしやう。

チ、レセツプ蘇士地峽を開く (西曆一八六三年三月十八日)

レセツプは佛國の技師である。スエズ運河を掘り開くことを考へたから、エヂプト王に説いて同意を得、ついで諸國を遊説して、大勢の人の賛成を求め、自分が監督して、とう／＼目的通り仕遂げたのである。その工事の出來上がった日は、今から百年前の今月今日であるが、出來上るまでには、凡そ十年間もかゝつた。レセツプは、その後パナマ運河の開鑿を企てたが、不幸にして出來上らない中に

死んだ。

リ、八幡宮の話 (三月十八日)

今日は、宇佐八幡宮の祭禮日である。このお宮は、九州の宇佐といふ所にある神社で、方々の町村にも八幡神社があるが、その起りは、この宇佐の八幡宮から分れたのである。誰をお祭りしたのかと言へば、三韓征伐をされて名高い神功皇后のお子様である、應神天皇を祀つたのである。このお方は、神功皇后が朝鮮にお出での時、お腹に居らせられたが、後に戦争がすんでから、この地でお生れなされたのである。(八幡宮の寫眞提示)

又、日清戦争の時、媾和使李鴻章來る (明治二十八年三月十九日)

今日は日清戦役の折、媾和全權大使となつて、清國の李鴻章が下關に來られた日である。この人は清國の名高い人で、文宗、穆宗、今帝の三代に事へた人である。初め長髮賊といふ悪る者を征伐して、國內を鎮めた爲めに、一時に名が廣まつた。その後、清國が外國と何か込み入つた相談をする時には、いつも此の人が相談役に立つのである。それ故、日清戦役媾和談判のときは、談判委員として我が國に

來られたのである。明治三十四年に年七十九歳で死くなられた。

ル、天文學者ニュートン歿す (西曆一七二七年三月二十日)

地球の引力を發明した名高いニュートンは、今から凡そ二百年前の今月今日に死んだ。父は早く死くなつたから、祖父に養はれて、十二歳の時人の食客となり、十五歳のとき農業の助手となつた。後大學に入り、二十三歳で學士號を得た。この人は、幼時より發明工夫の心がけがあつたから、色々の發明をされたのである。彼の引力のことなども、或る日庭園の林檎の落ちるのを見て、どうして、此の林檎が地上に落ちるか、といふことを考へ、遂に地球に引力があるからであると發明された。ニュートンは一生涯獨身生活をして、學問をされたから、死んでから後も物理學の大家として、ニュートン祭を行はるゝ程である。

ヲ、春季皇靈祭 (三月二十一日)

春季皇靈祭は、春分の日、即ち春の彼岸の中日に、朝廷に於て、御代々の天皇の御靈を祭らせ給ふ御儀式である。當日は午前十時と午後四時との二度に御儀式をなさるのである。我等も心を盡して、皇運を守り奉り、併せて、我等祖先の靈をも

敬ふやうにせねばならぬ。

ワ、府縣に小學校を設けしむ (明治二年三月二十三日)

我が國に始めて、小學校の規則が發布になつた日は、いつ頃であつたかと言へば、明治二年の今月今日である。その頃學問をはげむものは、武士とか僧侶とか、醫師などに限られてゐて、平民の子供は、武士と一緒に學校に行くことが出来なくて、僅にお寺や私塾に通つて、漸く本を讀むことや、字を書くことや、算盤位を習つたものである。それも、金持の人の子供丈けであつたから、一生自分の名前さへ書けないものも多かつた。所が、今日では、どんな小さな村へ往つても、小學校の設けてない所はなく、皆一様に學校に出て、學問を受けることの出来る有り難い世の中となつた。これも、天皇陛下のお蔭である。

筑波ねのかのもこのもにかげはあれど君がみかげにますかげはなし(萬葉)

カ、源義經平氏を壇の浦に殲す (文治元年三月二十四日)

壇の浦は、長門下の關市壇の浦町の海面のことをいふのである。文治元年に平家は屋島の戰に敗れて、九州に落ち逃れやうとしたが、範頼が豊後にあることを

聞いたから、引き返して長門に止まつた。すると義經は、兵船七百を率ゐて征伐したのである。平家の大將宗盛、知盛等はよく防ぎ戰つたが、とう／＼敗亡し、二位の尼は劍璽を持ち、あせちの局は安德帝を奉じ、海に投じて死なれた。その他平家の一門は多く海に投じたり、又は捕へられて斬られて仕舞つた。

ヨ、廣瀬中佐戰死す (明治三十七年三月十七日)

日露戰役のとき、旅順に閉塞の企てをして、第三回閉塞のとき、部下の杉野兵曹長を探す爲めに、その身は敵彈に中つて、勇ましい最後を遂げられた廣瀬中佐は、三十七年の今月今日戰死されたのである。中佐は生けるとき既に軍神といはれたのであつたが、死後益々その光りを高めて、今では三歳の童子も、中佐の偉いことを知らぬものはない。それもその筈、東京の須田町にいつて見れば、中佐の銅像は杉野兵曹長と共に立派に建てられてある。(銅像畫揭示)

第五節 運動場と教授資料の蒐集

嘗て著者が教授資料蒐集のもとに實施したものを掲げて、當事者の參按に供しや

うと思ふ。即ち、教授資料の蒐集并に發表に注意し、一は教材の提供を容易ならしめ、一は兒童に趣味を感せしめ、間接に智識の授與に便せしめんがため、この法を實施すべきである。

其一 算術科資料

イ、揭示板は常に運動場に掲げ、日常生活に必須なる物の時價、距離、面積、數量等を記入するものとする。

ロ、柱及運動場並に遊戯用具の利用

1. 尺度の觀念を與へん爲め、校内數箇所の柱に日本尺度及メートル尺度を刻す。

2. 面積、長さの觀念を與へん爲め、煉瓦敷運動場の中央に一坪の面積を畫し、目測踏測の便に供し、又「テニスコート」に利用す。

3. 重量の觀念を與へん爲め、遊戯用ボールに目方を記し、或は重量を分てる俵數個を調製して運動場内に備ふ。

其二 植物資料

イ、學校園。本園は卒業生紀念樹を植うる目的とせんが、目下は之に加ふるに必要なる草樹、教科書に關係ある植物を栽培せり。

ロ、箱庭。自然地理の模型物として箱庭を作り、運動場に備へ居れり。

ハ、日常必須植物の栽培。箱又は鉢に穀類、野菜、草花等を植ゑ。運動場内適當の場所に置けり。

ニ、兒童盆栽。二學年以上の兒童に草花を栽培せしめ、一は教室の裝飾に供し、一は訓練上に資し兼て教材提供に便せり。

其三 國語科資料

イ、國語讀本中に散見せる地理歴史教材に屬する參考として、運動場四周の壁間を利用し、之に繪はがきを揭示す。

ロ、國語讀本便覽として、漢字文體一覽表を調製し、職員室に掲示し便覽に供す。

其四 社會資料

イ、新聞雜誌の切抜として、教材に關する必要記事は之を切り抜き、一定の帳簿に貼付す。

口、學校新聞として社會に於ける重要なる出來事を知らしめ、且訓練に資せん爲め、運動場内に黑板を懸け、之に日常の記事を掲載せり。

ハ、其の他標本掛圖の利用として運動場(屋内)の四周に陳列棚を設け、適當に排列し兒童の自由觀察に便せり。

第六節 長さ及び距離に關する施設

其一 兒童身長計

一、運動場の適當なる場所を定め、そこに三本の標柱を建て、その一面の一侧には、普通尺にて五尺二寸の尺度を刻し、他の一面にはメートル尺にて、その長さを表はし、下端には兒童の直立し得べき座面を備へつくるのである。

兒童は之に依りて、隨時自己の身長を計り得て、不知不識の間にその長さを記憶することが出来る。且普通尺とメートル尺とを比較對照し得るの便がある。而して、該標柱の高さを五尺二寸に限つたのは、我が國兒童の身長は、これ以下であるから、兒童の身長を計るには、之にて充分なることと、且六尺の用材にて造り得るの便

宜があるからである。

序に某校で實施中の身長計と、曲尺鯨尺比較柱とを掲げることとする。その構造は大貫を削りて白ペンキを塗り、縦に二等分して右方はメートル尺、左方は曲尺の目を盛り、之を羽目の地上一尺を隔て、乗臺を上に取り着け、別に上方に糸を取着け、下端に長さ六寸巾三寸、厚さ一寸許りの小板を結び着けおく。兒童は臺板に乗り、目盛柱を脊にして立ち、小板を頭上に横に立て、以て自己の身長は、メートル尺にて何程、曲尺にて何程あるかを驗し得るのである。

二、曲尺鯨尺比較柱は、大貫を白ペンキにて塗り、縦に二等分し、右方には黒にて曲尺の寸法を示し、左方には赤ペンキにて鯨尺の寸法を記しておく。但し、兩種とも一尺以下は寸を記し、一尺以上は尺のみを記しておく。而して、その尺寸の横線には、一寸、二寸、三尺、四尺の文字を記しておく。この横線は、曲尺一尺と鯨尺八寸、曲尺五尺と鯨尺四尺、曲尺一丈と鯨尺八尺等と相等しくある。高さも相等しいから、兩尺の比較は一目瞭然たるものである。

この板を校舎の運動場に面せる羽目の地上より、二階廡まで縦に取り着け、兩尺の

比較及び校舎の高さを知しめる。又その傍に説明用小黑板を掲げおく。柱の高さは、曲尺で二十六尺五寸五分程ある。

其二 樹木の高さ

運動場内中常に児童の目標となすに便利なる一大樹木を撰びて、その高さを計り側に次の如き標札を建つべきである。

此の松の高さ五丈三尺
奈良大佛の高さに同じ

其三 校舎表

各校舎の見易き場所に、次の如き表示をなすのである。若し校舎の三棟より成れるものなれば、各棟に表示せねばならぬ。

第一校舎

間口、間、尺 奥行、間、尺
建坪、坪、坪、合、勺 廊下長、間(以下表を略す)

其四 教室表

各教室につき數量的方面より觀察して、左表の如きものを作り、之を各入口に掲示し、児童が不知不識此等の數量を記憶し、他物を概算する基本となさしむるのである。且教授上必要な程度、即ち第三學年に於て、此等の數量を教授上使用し計算せしめて、児童の印象を深からしむるのである。

第一教室

長さ、間、尺 巾、間、尺
廣さ、坪、平方尺 高さ、丈、尺、立方尺
黑板長さ、尺、寸巾、尺、寸
児童數、年何名、年何名 (以下表を略す)

其五 板塀の長さ

長さの觀念を得しむる目的で、運動場中児童の見易き部分の板塀を白ペンキにて、一間毎に區劃し、全長三十間のものを作り、その左端を間數起點と定め、順次1. 2. 3. 等の數字を以て數を表はし、十間毎に特別の目標を附するのである。

尙或る校で實施中の間數メートル比較線を示さう。そは運動場の板塀を利用し、校門脇を起點として、板塀の高さ三尺五寸の部分に一間毎に間數を記し、東側便所後ろに至るまで、一町二間あるを算せしめ、同じく三尺五寸の高さに於て、同じ起點より間數の終點まで、亞鉛の針金を張り、一メートル毎にメートル數を記せる亞鉛板をさげ、以て間數とメートルとの比較及び距離道の觀念を確實ならしめる。但し、亞鉛線には、起點よりメートル迄は、一仙迷毎に仙迷記入の小札を掲げ、板塀には、起點より一間迄は一尺毎に何尺なるやを記し、又間數とメートルと一致すべき點、即ち五間半と十メートル、十一間と二十メートル、二十二間と四十メートル、三十三間と六十メートル、四十四間と八十メートル、五十五間と百メートルの箇所及半町の箇所などは、殊に注意せしめんが爲め、特筆大書せる札を下げ、且つ起點の傍らに説明板を掲げ、學校より市内各所に至るの道程及び東京又は横濱より内外國の各地に至る里數哩數湮數等を記載した。

其六 一町及び百メートルの距離

先に示したる間數起點と、身長計との距離を一直線に六十間となし、校地門前に當

校距離元標なる一本の標柱を建て、之と身長計との距離を百メートルとする。而して此の二つの距離は、歩測目測の基本に充つる爲めに作るものであるから、適當の學年即ち尋三、四若くは高一に分ちて、適當の時期に教師監督し、此等兩距離の間を數回歩測せしめ、各自歩數の平均數を取りて、兒童各自の歩長を知らしめ、之を基本として、常に歩測目測の演習をなさしむるのである。

其七 距離元標

五寸角長さ六尺位の用材にて造り、校地門前に建て、之より市内須要の場所までの距離を計りて表記し、郷土科教授資料に充つる爲めに、之を起點として、兒童各自の家庭よりの距離を歩測せしめ、學年相當にその間を往復する時間をも計算させ、以て時間と距離との關係を知らしめ、引いて時間と作業との關係を知らしむる基礎となすのである。

、縣里程元標まで、里、町、拾、間
距離元標、縣、縣、小學校

第七節 面積に關する施設

其一 一坪の觀念

運動場の適當なる場所に、面積一坪なる木框を作り、その中に深さ一尺許りの砂を盛り、一方には兒童の砂山等を築く遊びの材料に供するのである。

尙某校にては、畑なる名稱の下に左の如く實施せるものを見る。

板塀に沿ふて巾一間長四間の畑を拓き、一間毎に亞鉛の針金を以て仕切り四坪あることを示す。傍らに栽培曆を記せる黒板及畑一切に關する揭示を爲さんが爲め、長さ一間巾四尺の黒板を掲げ、此の畑に於て不斷穀物野菜を作り、又種子を採ることにした。

其二 一畝歩の觀念

先に長さの觀念を與ふる目的で、板塀に記した三十間の長さを利用し、長さ三十間に巾一間、長さ十五間に巾二間、長さ十間に巾三間等に地を劃し、一畝歩の觀念を與へる。従つて、矩形の面積を求むる方法を具體的に知らしむるのである。尙高一

に面積を教ふる際には、之に由つて、三角形の面積を計るに便宜である。

其三 立關敷石の面積

間口、奥行の長さ及び平方尺を單位とした面積を計りて、身長計の一側面に記載する。

其四 學校園の面積

學校園の面積約、歩及び校庭花壇の坪數、坪等の區劃を作りおくのである。

其五 校舎及び教室の面積

校舎表と教室表とは、前に示した例に則る。

其六 森の面積

若し運動場に森の如きものあらば、森の面積を記した表を揭示すべきである。

第八節 重量に關する施設

重量の觀念を得させる爲めに、石及びその他の物品に重量を表記して、常に兒童に直觀せしむる方法を取るべきである。今その種類を擧ぐれば左の如くである。

- 一、一匁の小石 十箇
 - 二、二匁の小石 二箇
 - 三、四匁の小石 一箇(信書の目方二重封筒及び半紙何枚)
 - 四、五匁の小石 一箇
 - 五、十匁の小石 一箇
 - 六、百匁の小石 一箇
 - 七、百六十匁の小石 一箇、砂袋一、木片一
- 以上は一框中に装置して玄關に備へ置く。
- 八、二百六十匁の石 一箇(キログラム)
 - 九、一貫目の石
 - 十、二貫目の石(小包郵便極限の目方)
 - 十一、四貫目の石(十五キログラム)
 - 十二、五貫目の石(尋一兒童の持ち得るもの)
 - 十三、七貫目の石(尋三四兒童の持ち得るもの)

十四、十貫目の石(高男の持ち得るもの)

十五、十六貫目の石(米一俵の目方、兒童の持ち得るもの)

以上は玄關の側若くは便宜の所に備へおく。
尙次に某校實施の重量物置場を掲記しやう。

この場所には、目方二匁より三貫目までの封書、雑誌、木片、石、煉瓦、瀬戸物、金屬、亞鉛の球等種々の物品の目方を、或は品物につき、或は紙札を張り、或は木札を附したりして記し置き、兒童をして掌上に載せ、或は握り、或は提げて、その目方を試させるのである。目方は或は貫目のみを記したり、或は匁とを並記したのもある。

右の外、三貫五百目の俵と四貫目の俵とを作り置き、兒童をして隨意にかつがしめる。俵は南京米の俵に鮑屑と土砂とを入れたものである。又十貫目の石一個を備へおくが、この俵と石とは、俗にいふ力持ち遊びをなさしむるもので、兒童はこの俵を肩にしたり、兩手にて指しあげたり、又はかつぎ歩いて種々の遊びをする。而して、その傍には、使用する注意と重量の説明を示した小黒板が掲げてある。

第九節 枱目に關する施設

前に記した面積中一坪の觀念を與へる目的で、作つた六尺四方の木框中に砂を盛つた場所に、次の種類の量器を備へおきて、枱目に關する觀念を得させる材料にする。

- 一、一合枱 三箇
- 二、五合枱 三箇
- 三、一升枱 三箇

この外に、各教室用鉛筆屑入れの箱を、五合枱の大きさに作つて備へおく。次に某校實施中の枱置場を示さう。

此所には一斗枱、一升枱、五合枱、二合五勺枱、一合枱、五勺枱の五種と斗棒を備へ置き、各學級使用當番日割を定め、運動場の小砂利の砂を量らせて遊ばせ、傍に枱使用注意及び量の説明を記した小黑板を備へおく。

第十節 數に關するもの

一、二十以下に關するもの。

小石、色紙(赤、白、青、黄、黒五種)旗、箸、陶器製金魚及びまねき猫、書籍、帳簿、双紙、玩具舟、數圖、計數器等。

二、百以下に關するもの。

數國、とめ針、計數器等。

三、千以下に關するもの。

數圖、とめ針、蚕豆等。

四、巨數に關するもの。

一萬の數圖、蓋卵紙一枚(但し發生後のもの)卵數約五萬、郵便端書古物一萬枚(厚さ壓迫して七尺八寸)

第十一節 風見方角柱兼天氣豫報

兒童はこの柱によりて、方角、風の方向及び天氣豫報を知り得ることが出来る。且風の力、滑車の利用、物の高さ、摩擦減殺なども知ることが得る。このものは高さ七間の杉丸太の頂上に鐵製の矢を取り着けおき、矢羽に風を受け旋回して、矢の尖頭は風の来る方向を指す如くする。この柱の六尺五寸位の高さ部分に東西南北、東北、東南、西南、西北、乾等^(一)を記せる八枚の板を横に立て、その方角に挿し、以て四方八方の方角を知らしめ、又矢羽心棒の下即ち柱の尖頭より一尺を下りて、滑車を着けおき、シユロ繩にて旗を掲げ、以て天氣豫報を知らせる。その柱には、晴なれば白旗曇りなれば赤旗、雪なれば緑旗、雨なれば藍旗を掲ぐる等の注意を記しておく。而して、旗は傍ら風の有無強弱を示すものである。即ち風に從つて翻り、矢羽の方向と一致して、風の方向を示すのである。柱は凡て白ペンキ塗りにし、半間と一間毎に朱線を横に引き、間數を記して高さを知らせる。又柱の尖頭には穴を穿ちて、鐵管を挿入し、之に矢羽心棒を挿入して、摩擦を減殺させる仕懸けにする。

第十二節 相場の知らせ

運動場の或る一部の羽目を利用して、相場の知らせと題する黑板を掲げおき、學用品を始め、日常の衣服、飲食物、食器具の相場、大工、植木屋、石屋の手間代、電車代、汽車賃、學校植付の樹木、校内敷地にある混土、砂利、砂一坪の相場、日除用の葭簀、下駄、草履、傘類、遊戯具、教授上の用具、その他校舎營繕個所の價に至るまで、一二種の相場を凡そ一週間づゝ揭示しておく。

第十三節 郵便制度

運動場の一部に郵便函を設け、兒童の有志者をして、毎日投函させる。職員中よりは監督者二名をおき、兒童中より局長一名、局長代理三名を撰み、且各學級より事務員一名を撰出する。局長及び局長代理は毎日一定時に鍵を以て開函し、一定の場所^(二)に運びて檢閲印を捺し、郵便未納なれば未納の印、郵便不足なれば不足印、規則違反なれば違反印を捺し、局長又は局長代理より、その差出人の受持教師に渡し、受持

教師より差出人に返戻し、更に訂正して差出さしむるやうにする。各事務員は検閲印のすみたる内より、各自の學級に來れる郵便物を選び取り、取揃へたる上受持教師に差出す。受持教師は之を檢閲して大なる誤謬ある郵便物は、之を差出人の受持教師に渡し、本人に返戻することとする。而して大なる誤謬なき郵便物は、各事務員をして配達させる。

凡て郵便物は、男兒は男兒に限り、女兒は女兒に限り差出さしめる。郵税は三錢のものは方形を書きて内に三錢、二錢なれば二錢と書かせる。學校端書、作文端書などいふ安價の賣物は用ゐさせるが、繪端書は自分で書いたものでなくば使用せしめぬ方がよい。而して郵便物の傍らには、郵便規則の大略を掲げ、且電信用紙往復端書、封緘紙、價格表記郵便物の封筒、同封緘印紙諸種の切手等を額面として掲示する。

第三章 德育的施設

これは、從來餘り實行されぬ傾向があつたが、今後は智體兩方面の施設の如く、その實行を大に擴張せねばならぬ。而して、この德育的施設の場所は、屋外運動場よりも屋内運動場に施設することが多いのである。例へば彼の集合訓話とか、訓育的施設即ち模範的人物の肖像を掲示する如きは、屋外より屋内の方が永久的である。永久的なればこそ、彼等に印象を與ふることも深い譯である。以下項を改めて主なる事項を説述しやう。

古より『居は氣を移す』とかいつて、教室に種々の施設裝飾をなすと同様に、運動場にも之が施設をなし、無意識的感化によつて、訓育を施さねばならぬのである。そは文字及び繪畫を書いて、運動場に掲示したりするのであるが、尙具體的に云へば運動場の適宜の所に、美的に然も温愛的に一定の場所を設け、之に陰徳とか、公德とか、或は共同とか、大度とか、健康は人生の寶とか、清潔、整頓、秩序などの文字を書いてその俚言格言等を並記し、少し宛注意を與へるなどするのである。次に繪畫によ

るものでいへば、これも勿論修徳とか、建康増進とかが目的であつて、矢張り文字の場合の如く、適當の個所に忠臣、孝子、勤勉家、篤行家等の肖像を掲げるとか、或は諷刺畫等を示すのである。かやうな施設をしたならば、兒童は運動遊戯の間にその文字を讀んだり、又は繪畫を見て自ら反省し、容を整へ氣を改め、知らず識らずの裡に、勸善懲惡の效果あることは、教師が數言を費したのに劣るまいと思ふ。而してたとひ、始めは外力的で器械的に行はれても、遂には習性となつて、兒童のためには少なからぬ陶冶となるのである。

第一節 運動場と集合訓話

運動場は訓育の實行を促す所、訓育施行の好舞臺ともいふべき所であることは、前既に説明した如くである。果して然らば、訓育の積極的方法たる集合訓話をなすには、頗る恰好なる場所といはねばならぬ。即ち運動場に於ける彼等の性情をして、可及的善行爲たらしむるには、日常の缺陷を矯むると同時に、善行爲の指導を授けねばならない。斯くなすには、場所と彼等の性行との連絡上好都合である。殊

に講堂の設備なき學校、また屋内運動場の設けられざる所にては、是非共運動場を利用せねばならぬ。これ集合訓話を施設事項中の一つに加へた譯である。

其一 集合訓話實施の注意

集合訓話は、訓育上重要な位置を占むるもの故、之が實施をなすには、充分周到なる注意を用ゐねばならぬ。今左に主要なる注意事項を述べやう。

一、訓話の最初

何事も最初は頗る大切なるものであるが、殊に心身の發達程度に相違ある多數兒童に訓話する場合には、まづ演壇に立つ一瞬間に於て、兒童の注意を教師の一身に集中せしめ、教師は今何事を説き出すかと期待せしむるやうでなくばならぬ。

二、壯重

集合訓話は、演説や講義などとは違ふから、滔々と懸河の辯を振ふ必要はないが、苟も訓育上の効果あらしむるには、その辯舌をして壯重ならしめねばならぬ。彼の宗教上の説教の如きは、我等の模すべき點である。

三、比喩

訓話中比喩を用ひねばならぬことは、誰も知り居る所であるが、なか／＼利用することは困難である。されど、比喩なるものは、訓話をして具體的、寫術的、直觀的になすに必要なもの故、その機會に乗じて提供せねばならぬ。

四、用語

集合訓話をなす場合は、學級教授と異り發達程度の異なる兒童を集めて訓話するもの故、その用語に注意を拂つて、長幼共に了解し得る語句を使用せねばならぬ。されば、その用語は成るべく下級生を標準とせねばならぬ。

五、短時間

如何に興味ある談話なりとも、幼年生は忽ち倦厭を來すものである。されば、成るべく短時間に終るやうにして、その材料を吟味するは勿論、その訓話の内容をも簡單にせねばならぬ。殊に三大節に於ける場合の如きは、最も短時間に終るやう注意するのである。

六、發問

嚴肅なる式場に於て一々發問をなすことは、避けべきであるが、運動場に於ける平

素の訓話をなす場合には、折々發問の言葉を挿入して、彼等に考ふる餘地を與へねばならぬ。即ち訓話者は、自問自答をなすやうにして、彼等の考を一致せしむる方針を執らねばならぬのである。

七、終始一貫

訓話材料が個々斷片的であつては、彼等の思想を擾亂するの恐があるから、その材料は系統あるものを用ゐて、終始一貫する所あらしめねばならない。されば、彼の偉人の生涯を訓話するに當りては、幼時より成人に至るまでの事情を話すべきである。

八、教材の知悉

訓話者は、情的活動を起させる要件として、自己の經驗界の事實と結合せしめねばならぬ。即ち他人の苦樂をよく知悉しおいて、言語、容貌、音聲などに表はす方法を執るべきである。斯くせば、彼等はその境遇をよく知ることを得て、遂に情的活動を起すことになる。

九、自信自感

訓話者は、その訓話事項に深く感じ、且深く信じ居らねばならぬ。斯くせば、自ら言語にも表はれ、容貌動作にも表はれて、知らず識らず、彼等に深き印象を與ふことになる。言ひ換ふれば、訓話者はその訓話に、道徳的興味を多く有し居らねばならぬのである。

十、繪畫

兒童の理想を高めて、實踐指導につとむるために、活知識を好機會に授くるには、是非共直觀物を用ゐて、一層の感興を深からしめねばならぬ。これ繪畫の必要なる所以である。

十一、儀範

苟も人を善道に導くために、教師の儀範の大切なることは、誰も知り居る所である。即ち訓話者は口舌のみにて喋々するよりも、まづ以て生々活々たる儀範を有するやうになさねば、道徳的陶冶の價值は發揮し能はぬのである。されば、訓話者は依心傳心の理法に基づきて、生きたる道徳の儀範者たらねばならない。

十二、理想の實行

理想と實行と相伴はしむるには、模倣と反省とを一致せしめねばならない。即ち模範人物を慕はしむるには、各自反省せしむるやうなすべきである。言を換ふれば、外部よりの影響と、内部よりの發動と互に一致せしむるのである。

十三、具體的

訓話を施して實踐せしむるには、その訓話を抽象的に授けずして、具體的に或る事物に關聯するやう授けねばならぬ。即ち彼等の發達程度に應ずるやう、その材料の範圍をして、學年の進むに従ひ擴大する方針を執るべきである。

十四、心情の推究

訓話は外部の事實のみならず、内部の心情まで推究せしめねばならぬ。訓話は道徳的判斷を與へさせねば、その効果少なきもの故、苟も人物の談話をなす場合には、外部に表はれたる委細の事情より想像せしめて、人間の機微なる點まで、推理せしむる方法に出でねばならない。

其二 祝祭日記念日訓話要目

一月

一	日	新年祝賀
同		旅順開城降伏日
三	日	元始祭
四	日	軍人勅諭御下賜日
五	日	新年宴會
二	月	
十一	日	紀元節
同		憲法發布
三	月	
十	日	陸軍記念日
春分	日	春季皇靈祭
四	月	
三	日	神武天皇祭
四	日	護王神社祭

十七	日	馬關條約締結日
廿九	日	皇太子殿下御誕辰
五	月	
六	日	靖國神社祭
二十	日	日本赤十字社創立日
廿七	日	海軍記念日
廿八	日	皇太后陛下御降誕
六	月	
廿一	日	熱田神社祭
廿二	日	元寇の役
廿五	日	地久節
七	月	
十二	日	湊川神社祭
二十	日	明治天皇御惱發表日

第一篇 運動場の教育的施設

- 三十日 明治天皇祭
- 八月
- 四日 北野神社祭
- 廿九日 韓國併合記念日
- 卅一日 天長節
- 九月
- 四日 遼陽の戦
- 十三日 明治天皇御大葬日
- 同日 乃木大將夫妻自刃す
- 秋分日 秋季皇靈祭
- 十月
- 十三日 戊申詔書御下賜日
- 十六日 日露戦役平和克復日
- 十七日 神嘗祭

- 三十日 教育勅語御下賜日
- 十一月
- 三日 明治節
- 十日 王政維新
- 廿三日 新嘗祭
- 十二月
- 十四日 赤穂義士復仇日

其三 祝祭日記念日訓話要綱

一、四方拜 (二月一日)

當日は十分に兒童をして、君國に對する感想を深厚ならしめ、忠君愛國の精神を發揮せしめねばならぬから、光輝ある新天地に向つて、潑刺たる奮進を促すべきである。されば、紀元何年を授けると同時に、わが國體の優秀なる點を指示し、且四方拜に就きて大體の觀念を與へ、以て新春の覺悟を決定せしむべきである。

二、旅順開城降伏日 (明治三十八年一月二日)

旅順の要塞は、露圖が極東政策の策源地として、巨億の富を費し、近世學術の粹を抜き、十年經營の金城鐵壁であつて、一夫途に當らば萬夫も通することの出來ぬ程の堅牢無比の要害であつた。されば、世界の人は難攻不落とまでいひはやしたのである。然るに時こそ來れ、日露の平和は端なく破れて、海陸戰爭の始まりし以來、旅順を抜かねば死すとも止まざるの氣慨盛なりし結果、神州男兒の力には敵し難くて、半歳の久しきを保つたものも、遂に陥落するの悲境に立ち至つたのである。故に降伏當日には、之に關する大要を説話せねばならぬ。

三、元始祭 (二月三日)

一月三日は冬期休業中であるから、休業の前後に當り、適當の日を選びて、之に關する訓話をなすを適當と思ふのである。

四、軍人勅諭御下賜日 (明治十五年一月四日)

本日は明治天皇が陸海軍人に勅諭を下し給はつた日である。この勅諭は、軍人の精神とも骨髓とも申すべきもの故、この機會に於て、學校に職を奉ずる者は、出來得る限り軍人優待の方法を講ずると同時に、兒童をして兵役義務の重んずべき所以

を知らしめねばならぬ。殊に三千年來我等の祖先が辛苦經營して、美しき歴史を残し、外敵を保護せしことは、全國民が祖先に對し、且子孫に對する義務ばかりでなく、我が國民が四民皆兵の制度をしきし以來、君國の爲めにその身を捧ぐることは、他國民の到底企及し能はぬ點である。されば、益々この美德を培養して、國家を泰山の安きにおき、國運を無窮に傳へしめねばならぬ。

五、新年宴會 (二月五日)

毎年一月五日には、宮中に於て新年宴會を開かせらるゝのであるから、前學年末適當の日に、お儀式の模様を一通り訓話しておく必要がある。

六、紀元節 (二月十一日)

紀元節は今年を距ること、二千五百七十三年の昔、吾が 天皇陛下の御先祖である神武天皇が、中國に御遷御あつて、大和國橿原宮にて御位に即かせ給ひ、新に元年を紀し給ひし日である故、之を紀元節と稱するのであつて、皇國に生を享ける者は、先祖代々より御歴代の御皇恩によつて、今日の我が身に至りしものであるから、この皇恩の洪大無限なることを深く心に刻んで、寸時も忘れてはならぬのである。さ

れば、兒童にも之が由來を訓話して、心肝に銘せしめ、益心力を盡し體力を捧げて、一心不亂に天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんことを思はしめねばならぬ。

七、憲法發布 (明治二十二年二月十一日)

帝國憲法は、明治天皇が御制定遊ばされた大切なる法律であつて、我が國を治め遊ばさるゝには、萬事之が基礎となるものであるから、我が國民たるものは、誰れ彼れの區別なく之を知らねばならぬし、又之を遵守せねばならぬのである。されば、この御發布の吉日を忘却せしめぬ爲めに、之に關する心得べき事項を授けねばならぬ。

八、陸軍記念日 (三月十日)

我が帝國が開闢以來二千五百餘年の間、皇統連綿國運隆々、以て今日の聖代を見るに至つたのは、誠に目出度事の限りであるが、その間皇威の盛衰がなかつた譯ではなく、國運の消長がなかつたのではなくて、或は内變に或は外戰に天心を惱ましたことや、民心を勞したことは、一再でない。さりながら、我國は易世淪ることなく、實に金甌無缺であつて、更に皇位を傷けたことなく、未だ一度も侮を海外に受けたこ

となく、誠に世界無比の國である。殊に明治三十七八年戰役に於ける奉天最後の大勝利の如きは、嘗に我が國未曾有の幸慶なるのみならず、世界有史以來の大成功であつて、國民の俱に感喜して、以て我が子々孫々に傳へ、永久の紀念として我が子孫に垂れねばならぬものである。茲を以て、我が陸軍はこの吉日を我が國陸軍の記念日となすに至つたのである。故に學校に於てもこれを永く記念となさしむるため、こゝに訓話をなすのである。

九、春季皇靈祭 (春分の日)

本月に行はせらるゝ春季皇靈祭に因みて、皇室の御先祖に對する御様子を知らしめ、且各自の祖先に對する心得を教訓すべきである。

十、神武天皇祭 (四月三日)

元來わが國は神國と稱して、世々の天皇は、常に神祇を尊び、祖先を敬ひ、祭祀を嚴にせさせ給ふこと故、我々臣民たるものも、常にこの大御心を體して、神を敬ひ祖先を尊び、その祭祀を忽かにしてはならぬ。されば、祝祭日には國旗を掲げて、授業を休むのであるが、その前日か若くは祝日の翌日なりとも、之が由來を明かに説いて、そ

の趣旨を明確に知らしめ、以て祝祭日の觀念を一般國民に周知せしめねばならぬ。

十一、護王神社祭 (四月四日)

護王神社は和氣清麿公を祀れる神社で、山城國にある。毎年本月本日は同神社の祭禮日であるから、當日は清麿公の誠忠を話して、正義の爲めには一步も退かざる意氣を知悉せしめ、以て盡忠報國の志氣を鼓舞すべきは、學校として當然なすべきことである。

十二、馬關條約締結日 (明治二十八年四月十七日)

明治二十八年の本月本日は、我が總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光の兩構和全權委員が、清國の全權委員李鴻章と、長門國馬關に會見して、構和條約の調印を濟まし、明治廿七年七月より引き續きたる日清戰役が、此處に終りを告げたる日である。爾來十六年當時の委員となられたる伊藤公、陸奥伯及び李鴻章氏は、何れも故人となられたが、我が帝國の國威は、隆々として昂り、當時の人々の想ひ及ばなかつた盛運に向つて居る。それ故本日は日清戰役は如何にして起り、如何にして終りしか

と云ふ大體の訓話をなし、此の日の記念とせねばならぬ。

十三、皇太子殿下御誕辰 (明治三十四年四月二十九日)

今日は皇太子殿下の御誕辰日である。殿下は學習院御在學の成績は優秀であるが、それは御精勵の御爲めである。されば、當日は殿下の御聖徳に就て一場の訓話をなし、未來の皇帝たる御仁者にましますことを知らしむべきである。

十四、靖國神社祭 (五月六日、十一月六日)

靖國神社は、君のため、國のため、身命を捧げて亡き人の數に入りし猛將勇士等も、人と生れた甲斐があつて、いとも尊き神に祀られ、千載萬劫の後までも、上は貴き方々より下は萬民に至るまで、皆崇め尊び祀るところの無上の光榮を受くるもの故、これが大祭當日には、東京市の小學校は休業するのであるが、その前日には一場の講話をなして、感興を興へねばならぬし、また地方の小學校にても、大祭當日には夫れ相應の訓話をなすべきである。

十五、日本赤十字社創立記念日 (明治二十年五月二十日)

この日は、中央に於て必ずしも記念式を行ふといふわけではないから、この訓話も

此日には限らないが、本日は、明治二十年に、日本赤十字社が其の名稱を定めた日であつて、大概この前後に總會があるから、赤十字社の起りと、その事業の概略とを訓話して、博愛の精神を鼓舞せねばならぬ。

十六、海軍記念日 (五月二十七日)

我が國の陸軍に於て、陸軍記念日のある如く、我國の海軍にも、亦同じく記念日なるものがある。海軍の記念日は五月二十七日であつて、明治三十七八年の日露戦役の折、我が海軍が敵國ロシアの海軍を、日本海に於て殲滅したる吉日であるから、我が國民は三月十日の陸軍記念日を記憶して、この大成功を祝すると共に、我海軍の記念日をも記憶して、その大勝利を祝さねばならぬ。而して日露戦争に於ける開戦の發端は、仁川及び旅順口の海戦であつて、その最終は日本海々戦である。その間陸戦數十海戦十數度の多きに達せしもの故、一々區別を立て、訓示するは、頗る煩雜に陥るから、その梗概を訓話すればよい。

十七、皇太后陛下 (嘉永三年五月二十八日)

皇太后陛下は今上天皇陛下のお母様であつて、明治天皇の皇后でいらせられた頃

は我々臣民の爲めに御仁慈を垂れさせ給ひ、殊に教育に關しては非常に御熱心であつて、ことに女子の教育の發展に就ては、日夜御心配あそばされたのである。されば御降誕の當日には特に一場の訓話を授けて、陛下の大御心にぞひ奉るやう、御聖徳を知悉せしむべきである。

十八、熱田神社祭 (六月二十一日)

熱田神社は日本武尊を祀つた神社で、尾張國熱田にある。毎年本月の本日大祭禮を催すのであるから、當日は日本武尊の武勇談を話すと共に、三神の神器に就てその由來を授け、一種の歴史教授を兼ねた教訓をなすことは、頗る時機に適したる方法と思ふ。

十九、元寇の役 (六月二十日)

本月本日は、彼の有名なる元寇の役に、敵兵を塵にして、我が皇國を泰山の安きにあらしめた日であつて、與つて大に力のあつたものは、北條時宗の剛膽なるのと、龜山上皇の大御心を痛め給ひしによるのである。されば、當日は、弘安の役の顛末を語ると同時に、龜山上皇のことも、訓話すべきである。

二十、地久節 (明治十七年六月二十五日)

地久節は朝廷より公に御達しになつたのではないが、天皇陛下の御降誕日を天長節と種して祝ひ奉ると同様に、皇后陛下の御降誕日、即ち本日を以て地久節と申し、萬民ひとしく祝ひ奉るのである。ことに全國の女學校では、多くは當日業を休んでお祝ひ奉るのであるから、小學校に於ても特に訓話を授けて、陛下の御聖徳を知らしめねばならぬ。

二十一、湊川神社祭 (七月十二日)

本日は湊川神社祭當日であるから、その祭典に因みて、祭神並に盡忠無比なる楠公に關する歴史的訓話をなし、忠君愛國の精神と國民性との關係を知らしむることは教育上頗る必要なることである。

二十二、明治天皇御惱發表日 (明治四十五年七月二十日)

今日は明治天皇の御惱を發表された日であるから、六千萬同胞が振古未聞の熱祈をこめたる狀況を述ぶると共に、明治天皇の英明の御仁君なりしことを訓話して、益々報國盡忠の精神を涵養せねばならぬ。

二十三、明治天皇祭 (七月三十日)

明治中興の偉業は、明治天皇の大成させ給はつたのである。天皇は世界の英主であらせられて、深く國家の安危と、人民の休戚とに大御心を惱ませられしのみならず、諸外國とも國際上の事件に關して、いたく大御心をかけさせられたが爲めに、世界の一等國と肩を並ぶるやうになつたのである。されば御崩御のときは、四海肅然として悲愁の淵に沈んだのである。斯る明君の祭日に際して、適當の訓話をなすことは頗る時機を得たるものと思はれる。

二十四、北野神社祭 (八月四日)

八月といふ月は夏季休業の期であるが、いつこの學校も、休業一二回の召集をなすのであるから、同月中適當の日を撰びて、この神社に關する由來と道眞の効績とを訓話して、天神宮と勉學との關係をも知悉して、教訓の一助となさねばならぬ。

二十五、日韓合邦記念日 (八月二十九日)

明治四十三年八月二十九日、我が國と韓國との間に條約が結ばれて、日韓兩國の幸福を増進し、東洋の平和を永遠に確保するため、韓國皇帝陛下は、韓國全部に關す

る一切の統治權を日本國皇帝陛下に譲り給ひ、又、日本國皇帝陛下は、これを御承諾なされて、韓國を日本帝國に併合し給ふ事となり、八月二十九日、我が明治天皇は、韓國を我が日本帝國に併合なされたる御詔書を下し給ひ、我が日本帝國は、此に一萬四千餘方里の土地を増し、一千二百萬の人口を加ふることとなつたのである。されば、當日は、彼我二國の關係に就て、その梗概を訓話せねばならぬ。

二十六、天長節 (八月三十一日)

天皇陛下の御降誕日を天長節と申し奉りしことは、光仁天皇の御降誕日即ち寶龜六年十月十三日を以て天長節と名けさせられ、百官に御宴を賜はつたのが始りである。されば、本日の儀式には、天長節の由來を話すと共に、天皇陛下の御聖徳をも訓話すべきである。陛下は立憲大帝國の君主として、我が國を統治遊ばす明君である。陛下の御稜威仰げば愈高く、我等臣民の幸福は實に無上と云はねばならぬ。斯る目出度佳辰に當り、我等臣民たるもの、いかでか心身を捧げて、この祝日を賀し奉り、聖壽の萬々歳を祈らぬものはない。

二十七、遼陽の戰 (明治三十七年九月四日)

日露戰爭は世界無比の大戰爭であつて、到る所激戦が多かつたのであるが、就中この遼陽戰の如きは、激戦中の激戦なるものであつた。されば、當日はこの遼陽戰の模様を話ると共に、陸軍の廣瀨中佐とも云はれた橋中佐の効績並にその人格の崇高なりし點を教授し、精神教育の一助となさねばならぬ。

二十八、明治天皇御大葬日 (大正元年九月十三日)

前代未聞の御大葬當日であるから、御大葬の御模様を訓示して、如何に誦盟國までも、御葬儀に參列せしかを明かにし、六千萬同胞痛惜の情を知悉せしむべきである。

二十九、乃木大將夫妻自刃す (同上)

精忠無比なる乃木大將は、明治天皇の御後を慕ひて、自邸に自刃し、次ぎて同夫人も亦自盡された。されば、當日は、同大將が世界に於ける一偉人たりし効績を叙述すると共に、同夫人の女丈夫たりしことを訓話して、婦女の模範たらしめねばならぬ。自盡當時或る一部の學者は、大將夫妻の行動に就て、彼此論議するものもあつたのであるが、吾人は、教育者の立脚地より、大將夫妻の性行を兒童に披瀝して、彼等の頭腦に強き印象を與へねばならない。

三十、秋季皇靈祭 (秋分の月)

本月に於ける秋季皇靈祭に因みては、春季皇靈祭に於ける時の如く、その前日に之が由來及びお儀式の模様等を訓示して、皇祖皇宗に對し奉る心得を授くべきである。

三十一、戊申詔書下る (十月十三日)

戊申詔書は教育勅語と違ひ、國民一般の關係あるものである。素より教育勅語も國民一般に關係あるものであるが、教育勅語は教育社會に賜はつたもので、文部大臣が之を奉じて、全國の學校に頒布されたものである。所が戊申詔書は總理大臣が副書して、廣く國民一般に賜はつたもの故、教育勅語とは少し違ふ所がある。併しながら、戊申詔書の御趣旨は、固より教育に多大の關係あるのみならず、その趣旨を廣く社會に普及させるには、教育に由るより外はないのであるから、教育者はこの詔書に對して、多大の注意を拂はねばならぬし、又は或適當の時機を見計つて、之を兒童の前に捧讀し、その趣旨を敷衍して、最も時勢に適切ならしむるやう解釋を與へねばならぬのである。

三十二、日露戰役平和克復詔勅下る (十月十六日)

明治三十八年の本月本日は、前年より引續きたる日露戰爭が終を告げ、兩國の媾和全權委員が相會して媾和の條約を定め、我が 明治天皇は、此の條約を嘉納批准あそばされ、此に平和克復の御詔勅を下し給はりたる日である。

されば、當日は、主として日露戰役の事情を追想せしめ、我が國の今日ある所以を知らしむると同時に、將來國民の覺悟を知らしむべきである。

三十三、神嘗祭 (十月十七日)

本月十七日は、神嘗祭に相當するから、この日の前日に當り、これが由來を語ると共に、天照大神の御仁慈に關して、教訓するが如きは、頗る時機に投じたる訓話である。

三十四、教育勅語下る (十月三十日)

教育勅語は、我が國民の一般に遵守すべき道德上の大寶典なることは勿論であるが、殊に學校にありては、教育の基礎をすべて此の勅語に置き、兒童教育の基礎となさねばならぬ。故に學校に於ては、毎年十月三十日には、それが捧讀式を行ひ、學校長は最も平易正確に之が義解を演述して、御趣旨を體せしめて、之に違はざらんこと

を心懸けしめねばならぬのである。世に不良の人あり、學校に不善の兒童あるは、全くこの勅語の御趣旨を忘却した瞬間に起つた出來事に外ならぬのであるが、苟も之を忘れず、常に念頭を去らざらしめたならば、良心の呵責は、決して不良不善の言動を許さぬのである。教師たるもの、兒童たるもの、夢疎かにしてはならぬ。

三十五、明治節 (十一月三日)

明治節は著者がつけた名稱である。云ふ迄もなく明治天皇の御事績を永遠に保持したい爲めに斯る名稱を附したのである。十一月三日は我々六十萬同胞が明治天皇の聖壽を祝し奉つた日であつて、たとひ同天皇には神去り給ひしとはいへ、我等國民たるものは、永遠に同天皇の御聖徳をお稱へ奉らねばならぬのであるから、斯る名稱の下に一場の訓話を授くべきであると思ふ。或は菊花節とも稱してもよい。

三十六、王政維新 (慶應三年十一月十日)

今を距る四十五年以前、慶應三年の本月本日は、徳川十五代將軍慶喜が、大政を朝廷に還し奉り、七百年足らずの間、將軍の手より出でたる政治が、再び天皇の御手に戻

つた日である。されば、當日は故きを尋ねて新しきを知らしむるといふ趣意に基づき、明治聖代の有りがたきことを感せしむるため、明治維新の時世を顧みさせねばならない。

三十七、新嘗祭 (十一月二十三日)

本月二十三日は、新嘗祭に相當するから、その前日に當つて、之が由來を語ると共に、新年祭のことも知らしめ、之に關して國民の心得べきことをも教訓すべきである。

三十八、赤穂義士仇を復す (元祿十五年十二月十四日)

赤穂義士の事蹟は、歐米人の間にも喧傳せられて、その聲譽は愈々日に高まつたのであるが、こは全く我が日本魂の遺憾なく、發露されたる結果であつて、實に我が國の誇りとすべき美蹟である。人誰か死を怖れぬものはない。然も身は鴻毛より軽く、義は泰山よりも重しと云へる、武士道一片の消息を悟了せるものは、不義にして生きるよりは、寧ろ死して忠義の鬼とならうとするのが、我が國民性の特色であつて、四十七義士の事蹟は、取りも直さず、我が國民の性情を十分に發揮したる結果

である。而して今の世、法律の禁せる仇討の事蹟を美談として、兒童に談話するは法律の精神を無にせんとする心ではなくて、唯忠君奉公の勇々しき日本魂を感知せしめ、君國の爲めには潔く身命を捧げて盡さしめんとの心を涵養するに外ならぬのである。

第二節 德育的揭示資料

こゝに掲ぐる德育的資料は、第二章智育的施設の第四節に示したる學校新聞資料と、稍重複するの嫌はあれど、本節に記述するものは、主として德育に關するものゝみであつて、屋内體操場に少くも一週間位は揭示しておくものである。されば、前者は日々書き改むる繁雜はあれど、その事柄は多く歴史的のものが多くて、全然この德育的資料とは別物といつてよい。

其一 第一學期揭示資料

イ、二學年以上の方々に

二學年以上の生徒は、今日入學した一年生に、最も親切を盡さねばならない。新

に入學者した者は、何にも分らないので、湯浴場は何處だか、便所は何處だか、出入するにはどうするのか、一切萬事分らぬのである。皆も初めて入學した時は、今日入學した方と同じに、行儀のとも規則なども、知らなかつたのであるが、お父様やお母様や、先生方のお世話を受たり、上の級の人達の世話になつて、今のやうな人になれたのであるから、今日入學した皆の者には、出来るだけ親切に世話をし、てあげて、色々分らぬ事を教へるやうにせねばならぬ。

ロ、身體を丈にすること

古の人の言つたことに「命あつての物種」といふことがあるが、幾ら學問が出来て、品行も正しく、世間の人から賞めらるゝやうな人でも、身體が弱くては物の用に立たぬのである。

詰り、人間は身體が丈夫で、身體のどの部分もよく揃つてゐて、氣候の暑さ寒さにも弱らず、仕事に精を出すことが出来る程仕合の事はないので、若し身體が弱ければ、氣候の變り目や、僅かの仕事のために、すぐ病氣に罹るやうであつたならば、その人は誠に不幸の至りである。學校に來て不勉強な人や、物事に倦み易い人

や、萬事に不注意の人を見ると、大概は身體の弱い人が多いのである、
ハ、級長となつた方の心得

本日級長になつた諸子は、その級全體の選舉によつて定まつたもので、云はゞその級の代表者と認むべきものである。されば、よく級長心得を守つて、校則を遵守するは勿論、學問に精を出し品行も端正にして、他生の模範とならなければならぬ。それで其の級の事に關しては、自分の利害を顧みないで自分の級が本校中の第一の優等級であるといふやうにせねばならぬ。一體自治といふことは、自分の級を治めて行くには、他人の世話にならないで、自分／＼が治めて行くといふことであつて、その級が評判がよくなるのも、悪くなるのも、その級の級長の働き如何によつて定まるものである。

二、遠足の心得

明日遠足をするについて、心得て置かねばならぬことは、次の事柄である。

- 一、途中には列の外に出ぬやうにして、自轉車や往來の人に突き當つてはならぬ。
- 二、田や畑に作つてある作物に手を觸れないこと。

三、途中先生の許しなくして、買物をしたり、親戚の家に立ち寄りぬこと。

四、若し病氣に罹つて、心持ちの悪い時は、直ぐに先生に話すこと。

五、お辨當は、先生の合圖があつてから食べ、食べ残りのものや、竹皮などは一纏めにしておくこと。

六、家に歸つてから、疲れたなど、云つて、自分の課業を怠たつてはならぬこと。

ホ、電話のこと

現今全國主要なる都市には、續々電話加入者が増加して、遂に今日の盛況を呈するやうになつたのである。近時又無線電話の發明があつて、著々好成绩を呈しつつある。實に電話の如きは、文明の利器中最も利益あるものである。これは素より外國人の發明されたるものであるが、我が國の人でもその心懸けによつては、どんな發明でも出來ぬことはない。皆は成長の後、何なりと發明に工夫して、此等の利器を工夫されたいものである。

ヘ、毒草の話

植物には、全體に毒のあるものもあれば、花にあつたり、又は實にあつたり、根にも

あるものがあれば莖にあるものもある。さりながら、一般に黄色か褐色又は白色の汗があるものや、辛みのあるものまた悪臭を放つものは、何れも毒のある證據である。その他眞赤な色や眞青の色の果實を結ぶものは、毒のあるものと見て差支へないのである。菌も草もこの二つの繪にある如く、澤山にあるものであるから、後でよく見て覚え、これ等の毒に中らぬ様に注意されたいのである。

(繪書揭示)

ト、民法と商法

民法とか商法とか云ふものは、世の中の大勢の人の爲めに定められたものであつて、我等が安らかに日を送ることの出来るのも、これが爲めである。若し國に此等の法律がなければ、悪人がはびこつて、弱い者をいぢめたり、大勢の者を苦しめたりするから、我々は一日も安穩に日を送ることが出来ないのである。而して此等の法律は、一旦議會で定められて、天皇陛下の御裁可を経た後、公布の手續をするものであるから、一度定められた以上は、よくその規則の大要を心得ておいて充分に守るやうにせねばならぬ。

チ、早起のこと

早起きして日光を受けなければ、身體が弱くなる。草などでも椽の下の草は、青白くて直ぐ枯れて仕舞ふが、日光に當る草は眞青で丈夫である。人もその通りであつて、日光に當らぬ人は青白くて弱いのである。どうしても、人は日光に當らねばならぬ。日光に方るには一番朝が身體の爲めになるのである。そして身體を丈夫にするには運動をしなければならぬが、運動には掃除をするもよい、家の仕事を働くもよい、家の使ひ歩きをするもよい。何んでも身體を動かさへすれば、それが運動になるのである。

リ、深呼吸の仕方

深呼吸をするには、椽先か庭内に出で眞直に立つて、兩方の手を臍骨上に取り、鼻から靜かに空氣を吸ひ込んで、身體を漸次反身になし、出来る丈け一杯に空氣を吸ひ込み、肺の中に空氣が一杯になつた時、今度は身體の上部を漸次に前に傾けて、同時に空氣を口と鼻とから靜かに吐き出すのである。かやうに鼻から空氣を吸ひつゝ、身體を反身になし、肺に空氣が一杯になると靜かに身體を起して、鼻

と口とから空気を吐き出すことを、十四五回もやると、全身に汗が出るやうになる。この法を毎日朝晩一度づゝ續けて行くと、肺臓が丈夫になり、従つて容易に病に犯されぬやうになる。

又、眼の衛生

- 一、朝は早く起き、夜は早く寝ねて、夜深しせぬこと。
- 二、少くも、朝夕と晝との三回は、清淨なる冷水にて、眼を洗淨すること。
- 三、砂塵の起るとき、外出した時は、其都度眼を洗ふこと。
- 四、精神を勞したり、細字を書寫した際には、屢眼を休息せしむること。
- 五、黄昏に際しては、決して、讀書、書寫をなさぬこと。
- 六、机に對して座する時は、光線を左方よりし、眼と紙面との距離は、一尺乃至一尺二寸位を保つこと。
- 七、讀書のときは、本と眼との角度を四十度乃至四十五度におくこと。
- 八、寒氣と熱と汗とは、眼に障害ある故、可及的注意すること。
- 九、酒類、煙草等は、嚴禁すること。

ル、齒の養生

- 一、毎日適度の運動を怠らぬこと
- 二、甘き物は、適當に食すること。
- 三、可成柔きものを食すること。
- 四、朝夕及び食後には、口と齒とをよく洗ふこと。
- 五、生梅の如き酸き物は、少しも食せざること。
- 六、冷きもの、熱きものは、食せざること。
- 七、粗惡なる齒磨粉、硬き楊枝を使用せぬこと。
- ヲ、校外教授の心得

校外教授をするとか何か物見遊山でもするかの様に思つて、着物を着換へたり、殊更に髪飾りを華かにしたり、その他種々必要でないものを買求めて、無駄に金錢を浪費するの風があつたが、今回はその様な事は、斷然止めて貰はうと思ふ。詰り校外教授をするのは、學校で稽古をして居る事を、實地に見て來る爲めに行ふのであつて、唯學校の内ばかりで稽古をしてゐては、實際のことがよく分らぬか

ら其處へ行かうとするのである。それ故、この事をよく承知して置かねばならぬ。

ワ、養蠶と田植

養蠶の時や田植の時は、一人も多く人手を要する時であるから、皆元氣よく手傳ひをするやうにせねばならぬ。所が兎角學問でもすると、仕事などは馬鹿らしいなどと云つて、働くことをいやがるものがあるが、之は大間違のことであつて、仕事の大切なることを知らぬものゝ云ふ所である。凡て人間と云ふものは、働く程心持ちがよく、又身體の爲めにもなるものである。然るに生意氣な事をいつて、ブラ／＼と遊んで惰けてゐれば、遂には身體も心も腐つて仕舞つて、所謂穀潰しと嘲けらるゝ様になるのである。

カ、水

水位綺麗なやうで汚いものはない。水の性質として水平を欲するが故に、高き所から低き地には、四方八方に流れるのである。それ故若し高い所にある水が汚いものを含んで居れば、その水は低い所に流れるし、その流れる途中も様々の

汚いものを含んで行くのである。此等から考へれば、生水の中にはどんなものが含まれてゐるか、また河の上流では、どんな汚いものを洗ふか、實に危険なるのである。されば、如何に喉が乾いた時でも、生水を飲まぬやうにせねばならぬ。若し水が飲みたい時は、一度煮立てたものを飲むやうにせねばならない。

ヨ、衣服

垢のついた衣服を着てゐるのは、身體を汚なくして置くのと違ひはない。垢の付かない着物は、着心がよいばかりでなく、見た所もさつぱりとしてゐて、人品もよく見えるのである。されば、奇麗なものよりは垢のつかぬ古いものの方がよいのである。殊に肌に着ける襦袢とか、襯衣の如きは、屢洗濯して垢のつかぬやうにし、寝衣とか夜具の如きものは、一週間に一度は必ず日光に曝さねばならぬ。この日光に曝すといふことは、大層よい事であつて、大概の微菌は死んで仕舞ふのである。

タ、住居

住居は、ふだん清潔にして置かないと、塵埃が溜まつて、チヨト歩いてても、直ぐに塵

埃が立つて、口や鼻の中に這入り、管に氣持ちが悪いばかりでなく、衛生上にも害があるから、居間の如きは毎日丁寧に掃除せねばならぬ。そして掃除する時には、窓を開けておいて空氣の出入をよくせねばならぬ。この掃除する時に注意せねばならぬことは、口や鼻などへ塵埃の這入らぬやうに氣をつけて、掃除を終つた後には、身體の塵をよく拂ひ、手を洗ふことを忘れてはならぬのである。

レ、蠅

蠅は傳染病の媒介をなす恐るべきもの故、見付け次第撲ち殺すか、驅除する方法を設けねばならない。これを驅除するには、毒で取るのと、道具で取るのと二つあるが、毒で取るのは蠅毒草といふ草の莖や葉をすり潰して、これを食物にふりかけ置くと、蠅はそれを毒とは知らないで食し、忽ち死ぬのである。又蚤取粉といつて除虫菊の粉が藥種屋にあるが、これを買つて來て蠅の來る所にふりまいて置けば、實に面白いやうに死ぬのである。道具はハベトリと云ふもので、ガラス製のものがある。これには其の中に酢か酒を入れて、別に盆などに少しばかりの砂糖をおいて、その砂糖をかぶせるやうにして、ハベトリをすれば、蠅は砂

糖を食べに來て、逃げるとき逃げられないで、その器の中に落ちて死ぬのである。之と同時に忘れてならぬことは、住居の附近を常に清潔に掃除しおいて、蠅の來ぬやうに注意せねばならぬし、又蠅のたかつた食物は一切食べぬやうに氣をつけねばならぬのである。

リ、梅雨

梅雨の時は、濕氣が多いから、空氣を室内に入れぬやうにして、衣服着物などは、度々日光に曝したり、又は風に當てるやうにせねばならぬ。殊に書物類もこの梅雨の時には、兎角霉がはえて、それが爲め虫に喰はれることがある。それ故、これ等も屢々風に曝して日光に當てるやうにせねばならぬ。梅雨の頃は人の身體も之と同様に、何處となくヂヌムと濕り勝ちのもの故、常に着てある着物は、度々洗濯せねばならぬし、夜具なども度々日光や空氣に曝さねばならぬ。かういふ手数をせねば、悪い病氣に罹り易いのであるから、身體を大切にしやうとするものは、是非ともこの心得を守らねばならない。

ツ、傳染病

傳染病を豫防するには、身體を健康にするのが第一で、その他は病人に接しないこと、病人の手に觸れたものを持たぬこと、傳染病の流行る土地に行かないこと、である。その他流行地より流れて来る水を用ひぬことや、微菌のついてゐる心配のあるものに、消毒法を行ふことなどである。消毒法に用ふる薬は色々あるが、薬よりもよい消毒法は、その物を焼いて仕舞ふのである。

示、國旗

我が國の國旗は、皆が知り居る如く、純潔清淨といつて奇麗な眞白の四角な輪廓の上に、赤誠丹心といつて眞心を表はせる紅色を持ちて、圓滿完美せる圓い日章を描き出せるものである。丁度東天に輝いた旭日が、さし上ぼる勇壯の有様を見るやうであつて、如何にも心持ちよく感ぜらるゝのである。而して白い色は平和の神に形どり、赤い色は忠誠の國民にまねられるし、丹誠内に塊まつて平靜に外を包めるから、皮は羊のように温和であつても、肉は虎の如くで、平穩無事の日には、ごことなくその姿が穩かであるが、一朝國家に事ある場合には、勇猛の虎が嘯いたのと同じなのは、我が國の風と我が國民の氣象とを残りなく表はしたも

のであつて、誠に世界無比の記事である。

十、鐵道

鐵道は今から凡そ百年ばかり前に、英國で發明されて、漸次世界各国に傳播し、その延長は實に驚くべき里程を算するやうになつて、その技術の進むに従ひ、いかなる高山の頂や、大川の上にも常に煤烟の揚るを見ない所はないやうになつて、そのトンネルや鐵橋等の工事は、まことに驚くべき技術を以て造らるゝやうになつたのである。而して世界各国の中最も長い隧道は、アルプス山に開かれたセントゴサールといふもので、その長さ實に十哩に達しをるのである。又最も長き鐵橋は、テイ河に架せられたるもので、その長さは二哩にも餘るといふことである。

ラ、夏季衛生

人の住居は濕氣ある所を避け、空氣の流通をよくして、日光のよくあたる所を撰ばねばならぬ。たとひ衣服をえらみ、食物を慎むとも、陰氣な住居であれば、遂に身を害するを免れぬのである。されば衣服も飲物も住居も、第一に衛生を目的

として之をえらび、第二には身の程に釣合ふ品位あるものに止むべきである。以上の注意は、殊更夏季のみに限ることではないが、夏季は兎角病氣に罹り易き時故、皆が衛生といふことに注意するために、特にお話して置くのである。

ム、虫干

虫干をするのは、着物や家の道具にわいた微菌を殺して、着物や道具を虫に喰はれぬやうにするのであるから、手数がかゝる事などは苦にせないで、虫干の時が来たなら、すん／＼虫干をせねばならない。いつかもお話した様に、大概の微菌は日光に曝されれば生きてゐる事が出来ないので、忽ちその蕃殖を防ぐことが出来るのであるから、凡て肌に着する着物類は、虫干の時に限らず、屢々日光に曝して、日光消毒を行はねばならぬ。そして此の虫干の事は、管に着類や道具を虫に喰はれぬ許りでなく、衛生上から云つても、極めて必要なることである。

ウ、水泳の心得

一、水泳に行くときは、必ず場所を告げて、父母の許しを受くること。
二、水泳に行くときは、必ず心得ある年長の人と同行して、決して一人で行かぬと。

三、水泳は長くしてはならぬ。又ぬれた身體を日に干さぬこと。

四、水泳した後は、乾いた手拭で、身體を拭ふこと。

五、水泳するときは、耳に水の入らぬやう綿か紙を込むこと。

六、心臓病や脚氣などを煩つてゐるとき、又は癩病、耳の病氣のあるものは水泳をせぬこと。

七、水泳中全身が冷えたと思つた時、又疲れたと思つた時は、直ぐに止めること。

井、腸胃の養生

腸胃を大切にするには、食事の時刻をきめて置くこと、食物の分量をきめて置くのである。腹の空いた時は、少し位餘分に食べてもよいが、餘り食べすぎれば胃を悪くする。平生二杯なら二杯、三杯なら三杯ときめて、程よく食べれば胃は丈夫である。胃が丈夫なれば身體も丈夫である。甘い物だといつて、食過ぎではならない、また腐つた物や、實の入らぬ果物を食べぬやうにせねばならぬ。腐つた物や實のいらぬ果物を食べれば、胃病を起したり、コレラや赤痢に罹つたりする。

ノ郵便

郵便は迅速に信書の送り届けをしたり、兼ねて物品の送り届けをして、我々に便利を與ふることはすくなくない。されば、商人は十分に郵便規則を心得おき、よくこれを利用して業務の敏活をはかるやうにせねばならぬ。

オ、電信

郵便よりも、尙迅速に通信をなして、用事を辨じ得ることの出来る電信は、數千萬里の他國にまで、迅速に音信を通ずることが出来て、坐ながら世界の形勢を知り得ることが出来るのである。されば、我々は此等文明の利器に對しては、よく其の規則を心得ておいて、容易く之が用事を辨ずる様に心懸けねばならぬ。

ク、東京

田舎に住む人が、たまに東京に来て見ると、その繁華なのと便利なのとに驚いて、同じこの世で暮すなら、東京に住みたいと思ふのであるが、田舎から出て見ると、物價は高く、生計が困難である上に、火災や盜賊などの恐れも多く、傳染病も流行することが多く、生存競争といふことが最も激しいから、苦圖々してゐると

昔の人が言つたやうに「生き馬の眼玉をぬかれる」程であるから、何か事業を成さうとか、大に金儲けをしやうとか、何か目論見の立つたものでなければ、無暗に東京生活を希望してはならぬ。

ヤ、隴を得て蜀を望む。

人間の慾には、際限がなく、思ふことが一つかなへば、又更に外の事を望むものである。茲に書き記した諺は、どんなことかと云へば、昔支那の司馬懿といふ人が曹操といふ人に、隴の國は攻め取つたが、尙進んで蜀の國を攻め取らうと言つたことから、人口に膾炙するやうになつた。

一、休和尙といふ人の狂歌に、次のやうなものがある。

わが望み一つ叶へばまた二つ、三つ、四つ、五つ、六つ、かしの世や。

マ、満足と不満足

人間は何事にも満足してはならぬ。といつて又不満足であつてもならない。無暗に物事に満足すれば、進歩しなくなる。之に反して、無暗に不満足を懷けば、不平ばかり起つて、世の中の人にそつちのけにされる。西洋の諺に「人の進歩

は不満足による功なり』と云ふことがあるが、不満足も或る程度までは必要である。

ケ、短氣

人間は短氣を起すやうではいかぬ。諺に

短氣は損氣とか、短氣は其の身の腹切り刀

といふことがあるが、よくく味ふべきことである。

フ、アームストロング

アームストロング氏は、餘り貴くない家に生れたのであるが、勉強の効果によつて、新式の大砲を發明し、その大砲に自分の名をつけて、外國に賣り出し、同名の會社を起して、外國からの注文を引き受け、盛に賣り出してゐる。それで英國は勿論世界に澤山の功益をなしたから、男爵を授けられて貴族に列せられたのである。誰でも自分の奮勉によれば、大なる事業たりとも出來ぬことはない。

コ、カーネギー

この人は英國で生れたのであるが、後米國に移住して、世界の大家豪となつた。

始め家は貧乏であつたから、紙屑屋に奉公したのであるが、それを殘念に思つて、一生懸命に働いた爲めに、だん／＼立身出世して、大金持になり、今では五大洲中の名高い富豪となつた。それ故、人間は幼時より働けば、一代の幸運を捉へられぬことはない。

エ、公德

外國人はこの公德といふことを、非常に重く見てゐるのである。洋行した人の話に、或る日公園を通ると、一人の子供が泣いてゐる。何を泣てゐるのかと尋ねると、あの芝生の上に帽子を落したといふから、それなら取つて來たらよいではないかと云つた。するとこゝは公園ですから、芝生をふむ譯にはいきませんと云つた。そこでステッキでその帽子を取つて與へた。といふことである。外國人は、子供でさへこれ程公德を重んじてゐる。

其二 第二學期揭示資料

イ、第一學期の成績

第一學期の皆の成績は、去年と較べて先づ好成績であつたが、學校の仕事の中で

第一學期といふのは、まだ仕事のなし始めであつて、まだ之れから肝心の第二學期といふ坂と、第三期といふ山とがある譯であるから、中々油断をしてはならぬのである。そしてこの學期で成績の良かった人は、學校中で何人あつたし、操行のよかつた人は何人、能く勉強して一日も休まない人が何人ある。これを學校全體の數から考へると、百人に就て何十人の割に當るのである。

ロ、貨幣

今日でこそ我々は、働けば働くに従つて、それ相應に金錢を儲けることが出来るが、昔世の中の開けない時代には、幾ら働いたとて金錢は得られなかつたのである。なせなれば今日のやうな金錢即ち貨幣がなかつたからして、若し人から金錢を受取るやうな場合には、色々の物品を受取つたのであつて、其不便な事は、どの位であつたか知れぬ程である。即ち昔は貨幣といふものがなかつたから、人々は物と物とを交換して、其の用をたしてゐたのであつたが、それでは大層不便であるから、遂に貨幣で物を賣買するやうになつたのである。

ハ、第二學期の心得

永らくの夏季休業も昨日にて終り、茲に第二學期始業式を擧ぐることになつた。これ迄皆に對しては「能く働き能く遊ぶ」といふ事を常々云つて置いたのであるが、これは、勉強する時には、一生懸命わき目も觸らず勉強し、遊ぶ時には一生懸命愉快に遊ぶやうにせよといふことである。

ニ、害虫と益虫

時候が暖かになるにつれて、色々の害虫が発生するし、従つて益虫も多く出る。殊に今月は最も多く蕃殖する時であるから、害虫と益虫の區別を知つてゐて、益虫を苦しめたり、又は殺したりしてはならぬ。よく次の繪(標本)を御覽なさい。

(害虫及益虫の標本若くは繪畫揭示)

ホ、秋は勉強の好時期

四季の中、いつが一番勉強するのによいかと云へば、秋より外にはないので、秋は暑くもなければ、寒くもなく、また春のやうに嫌やにばかりする時でなくて、最も身體が締つてゐて、働くにも勉強するにも、思ひ通り精を出せるのである。それ故皆も一年中の一番勉強すべき時に勉強して、人に後れを取らないやうに勵

まねばならぬ。

へ、租税

戸主になつて租税を納める様になつたならば、うそをいつて税を少くしやうとしたり、又何日迄に役場に持つて来いといふ日におくれたり、捨て、おいたりすることがあつてはならぬ。殊に國の費用は、世が開けるにつれて益々多くなるのは當然のことであるから、租税は出せる丈け幾らでも出す考でなくてはならぬ。それには、働いてお金をつくるやうにせねばならない。

ト、保護鳥

多くの鳥類の中には、我々人間に害を與ふる蟲を捕へて食ふことが多いのである。彼の燕とかひばりや、ほととぎす、こがら、ひがら、しゅうから、ひたきなどは、皆害蟲を食物とする鳥である。されば、これ等の鳥は、國の法律で保護せらるゝ事になつてゐるから、保護鳥と云はれてゐる。なほ、次の繪を見てよく覚えておかねばならぬ。

チ、戊申詔書

この詔書を拜誦して、恐多し勿體なしと思ひて、涙のこぼれぬ人は一人もなからう。あはれ國運の發展は、上下一致、忠實、勤勉、節儉、信義、自疆の六つの種をまきて、十分に之を養はねば得られるものではない。働かねばよき收入のあるべき道理はない。あゝ我等は一日も油断してはならぬ。

リ、宮城

皆の中には毎朝宮城方面に向つて、敬禮をなすものがあるとのことであるが、それは大變結構なことであつて、宮城を拜するのは、詰り、陛下の御鴻恩を日夜忘却せぬ精神から出るのである。實に我々がこの文明の御世に生れて、各自の職業を安樂に成し遂げて行くことの出來のは、偏に陛下のまします御蔭であるから、誰でも陛下の御恩を忘れぬやうに心懸けねばならぬのである。

又、日本魂

わが國が日露の大戦争に勝つたのは、我々日本人に日本魂といふ最も鞏固な精神があつたからで、この精神があつたればこそ、他國の侮りをも受けないうで、世界無比の強國であるといふ名譽を得たのである。されば、今後の日本人も、日本魂

といふ精神を持つてれば、まことの日本人といへるのであるが、これがなくなつたならば、日本人の形はあつても、まことの日本人といふことは出来ぬのである。

ル、儉約

儉約をしやうとするには、一方からはドシ／＼金の儲かるやうに、勤勉して、自分の職業に従事せねばならぬので、若し働かずに是れ迄の金銭を使はぬやうにするのみであつては、只お金の番人と同様で、一向役に立たない人間となり終るのである。それ故、儉約せんとするには、勤勉から得た所の金銭を、成るべく無駄に使用しないで貯蓄し、他日入用の時に惜むことなく使用せねばならぬのである。

ヲ、寒胃

寒胃はどんな時に、多く犯されるのかと云へば、身體の温度と外氣の温度とが、非常に違ふ時に起り易いのであるから、室内から室外に出る時は、殊に注意して鼻から呼吸をなすのである。若し口から呼吸したならば、冷い外氣が直ぐに喉や肺に往くから、寒胃に罹るのである。それ故、鼻から呼吸するやうにすれば、自然口が塞がるから、外氣は遠廻りをして暖かになり、呼吸器に障りがなくて、寒胃に

罹らぬことになる。

ワ、火の元の注意

火の元に注意するには、第一火を使ひばなしにすることなく、使つた火は、よくその跡を消すやうにして、たとひ火鉢の火なりとも、起した儘で寝るやうな事があつてはならぬ。まして巨燧などは、起きてゐる中に充分暖たまつて、寝る時にはその火を消すやうにせねばならぬ。又ランプは並の火よりも、火が非常に易きもの故、ランプを掃除したりする時、油を入れる場合には、火に離れた所で取扱はねばならぬ。

カ、日本男子

日本男子たるものは、第一行状をよくして、悪いことをせず、第二に身體を丈夫にして、強い日本男子になり、さうして満二十歳になつたなら、喜んで徴兵検査に及第して兵士に成り、日本男子の務を盡すやう、ふだんから心掛けねばならぬ。然るに、若し不注意で悪い事をしたり、不養生で身體を傷つけたり、重い罪をさせられたりして、弱い身體になつて、兵士に出ることが出来ぬやうになれば、自分の爲

めの不仕合であるばかりでなく、また國に對しても誠に申譯ないことになる。

ヨ、赤十字社

赤十字社は、一朝國家に非常の事變起り、戦亂の不幸ありて、從軍者の死傷するものあらば、之を救護して、療養するを目的とするは勿論、その他天災地殃等によつて、不幸に遭遇したものがあれば、之れが救済に力を盡して、博愛慈仁の美譽を實行するものである。されば志あるものは、皆奮つて此の舉に賛同し、益々本社の隆盛になるやう心懸けねばならぬ。

タ、大石良雄

良雄等が主君の仇を報じたのは、誠に武士道の華とも云ふべきであつて、義のため恩のためには、如何なる苦しみも厭はず、如何なる辛酸をも避けず、死すべき時には深く身命を捧ぐるの決心があつたからである。この仇討のことは、今の世には禁じられてあるのであるが、昔は親の仇討とか、主君の仇討とかなどは、往々事實にあつたのである。

其三 第三學期揭示資料

イ、會社

凡ての事業をなすには、多くの資本が入用になつて、到底一個人の資本だけでは、大事業をなして多くの利益を收むることが出来なくなる。そこで多人數の資本を集めて、合同した上に、商工業を営まねばならぬのであつて、多くの資本で事業を営んだならば、資本主に利益多いばかりでなく、一般人民も又利益する所が多いのである。されば皆が成長した後、世の中に大事業をなさうとする場合には、是非共會社をこしらへて、大に活動するやう心懸けねばならぬ。

ロ、光陰

光陰は流水の如しとの諺の如く、誠に早く過ぎ去るものであるから、少しでも油斷をすると後悔する様な事がある。能く人の言ふことに、「今年學ばずして、來年ありと云ふこと勿れ」と云ふことがあるが、實に其の通りで、諸子が學ぶべき時に學ばなければ、光陰に打捨てられて仕舞ふのである。返すがへすも歲月といふものは、大切なるもので、人間一代の仕事は皆此の歲月を有用に費すことに依りて、成効するものである。

八、軍人

三三四

軍人は我々の國を守るといふ大きな役目を持つて居るものであるから、國民は相當に親切を盡して、敬意を表さねばならぬ。それ故、入營中の者に對しては、近所の人は時々訪問せねばならぬし、遠方の人は時々手紙を送つて、家事に心配させぬやう、十分に軍隊の勤務に従ふやうに、勵ますことが肝要である。又戦争のあるときは、戦地の軍人に對して、時々手紙を出したり、見舞品を贈つたりせねばならぬのである。

二、春の七草

春の七草をお粥に入れて食べることは、我が國で何時頃から始まつたのかと云へば、醍醐天皇の延喜十一年正月七日に、七草の若草をあつものとして供へたと云ふことが始まりで、その後、下々まで七種粥といつて食べるやうになつた。植物學者の方では、せり、なづな、ごきやう、はこべら、ほとけのざ、すいな、すいしろ、これで七草と云つてゐる。(繪書揭示)

本、人の本分

凡て人間は活動といふことを自分の本分とせねばならぬ。人は食ふ爲めに生れたのではなく、亦眠つたり遊んだりする爲めに生れたのではなくて、活動せんが爲めに生れたのである。即ち食ふのは身體を養はんが爲めであるし、眠るのは身體を休ますためである。また遊ぶのは保養のためであつて、何れも心と體とを壯健にして、自由自在に活動しやうとするに外ならぬ。

へ、動植物

動植物は何れも生きてゐるものであるから、無暗にいちめたり、苦しめたりしてはならぬ。素より皆のやうに痛いたとか、苦しいとかなどは云はないが、「我が身をつめつて人の痛さを知れ」といふ如くで、用もないものをいちめることは、本當に可愛相なことであるから、人に別段悪いことをせぬものは、どんな物でも可愛がつて遣つて、決していちめたり、殺したりしてはならぬ。

ト、勤儉力行

明治天皇の戊申詔書の御仰せにそむかぬやうにするには、次の諺を記憶しおくがよい。

塵もつもれば山となる。

千里の道も、一步よりはじまる。

大海の水も一滴より成る。

かせぐに追ひつく貧乏なし。

苦は樂の種

子、家康公の庭訓

人の一生は重き荷を負ふて、遠き道を行くが如し、急ぐべからず。

不自由を常と思へば不足なし、心に望み起らば困窮したる時を思ひ出すべし。

堪忍は無事長久の基、怒は敵と思へ、勝つことを知つて負くる事を知らざれば

害その身に至る、己を責めて人を責むるな、及ばざるは過たるより勝れり。

リ、光圀公の教へ

樂は苦の種、苦は樂の種と知るべし。

控に恐れよ、火におちよ、分別なきものにおちよ。

恩をわするゝ事なかれ。

朝寝すべからず、咄の長座すべからず。

小なる事には分別せよ、大なる事に驚くべからず。

分別は堪忍にあると知るべし。

又、徳川家康公の教へ

心に邪見あるときは人を害ふ、直なる時は人を害はず。

心に貪あるときは人に諛ふ、貪なき時は諛はず。

心に怒あときは言葉あらし、怒なきときは言葉柔なり。

心に堪忍なきときは心を害ふ、堪忍あるときは物を調ふ。

心に憂なきときは悔多し、憂ある時は悔なし。

人に自慢あるときは人の善を知らず、自慢なき時は善を知る。

心に誠あるときは分に安んじ、誠なき時は分に安んせず。

ル、孝字の解

孝といふ文字は、老と子との字を合せたものである。老は親であつて、子がその下について敬ふのである。されば、上より見れば、老の子をいつくしみ慕ふ形、下

より見れば、親に慎み事ふる意である。

學問といふも孝のため親をみすて、何の學問。はいくくと返事一つで天も日も人の心もまるうなりけり。

ヲ、片眼の花嫁

ある媒介人が良妻があるといつて、或る人に周旋し、目出度く婚禮の式を擧げた、所が翌日になつて花嫁を見ると、片眼であつたから、驚いて媒介人にかけてあひ、離縁することにした。すると片眼の婦人は、筆を執りて

みめ良きは夫の爲めにふためなり女房は家のかためなりけり

と詠じて立ち去らうとした。花婿はその心に感じて、離縁を思ひ止まり、遂に行末永く妻としたといふことである。

第四章 屋内運動場の施設

屋内運動場即ち屋内體操場は、學校設備上必要缺くべからざるものである。このものは、屋外運動場の如く、一面には遊歩場ともなるもので、兒童が休養の爲めに設けられたる、一定の場所であると同時に、他の一面には一定の教科、即ち體操を課せらるゝ場所となるものである。されば、戸外の運動場の外にこのものを設け、降雨の日若くは寒暑の劇烈なるときは、兒童をして、茲に遊戯體操せしむるのである。實に屋内運動場を設くるは、學校兒童の體育を重んずる所以であつて、獨り晴天の日のみならず、雨雪の時と雖も、尙他の課業の晴雨に關係せぬ如く、之を休課せぬことを得るものである。その位置は、教室の位置及び方向とに考へ、屋外運動場の一部に設け、授業時間中は、各級既に習得したる演習事項を授けたならば、相互に妨ぐる患なきのみならず、各級と競争となつて獎勵になり、平素の體操にも心を注ぐこととなる。且屋内體操場は、體操諸器械の整置場となるもので、若し此のものなき時は、他に適當の場所を見出さねばならぬ。然るに、之が設備は、町村資力の堪ふ

る所でないといふものあれど、徒に外觀を装ひて不用の設備をなすと思つたならば、經濟上決して堪へ難いことではなく、又降雨の日に於て、兒童を教室内又は廊下等に嬉戲奔走せしむるために、校舍を破損することを思へば、之が設備の經濟に利あることを知り得るのである。而して、このもの、全般に關する設計は、教室の設計と異なる點なく、且その地盤の如きも、屋外運動場の設備より考へたならば、推測し得らるゝのである。併し、茲に考ふべきことは、通風採光の點である。即ち普通の教室にありては、小學校施行規則に則つて、設計すれば可なるのであるが、屋内體操場は、一時に多數兒童を收容する場合もあり、且式場などに利用する場合もある故、通風採光共、可及的充分ならしむるやう設計せねばならぬ。斯の如く、屋内運動場は、遊歩場と體操場とを兼ねたるものであるから、その教育的施設には、頗る周密なる注意を拂はねばならぬ。言ひ換ふれば、兒童は、放課時間中運動遊戯の際、快活に天性を發揮して、彼等に特有なる天真爛漫の性質を顯はす所故、教育者は此等の事實を利用して、彼等の天性に適合したる教育的施設を案出せねばならぬのである。

第一節 講堂的施設

若し、屋内體操場をして講堂に代用する場合には、適當の裝飾即ち講堂的設備をなさねばならぬ。今次に峯是三郎が講堂の裝飾てふ題目の下に談話された一節を掲げて、講堂の教育的施設者の參按に供しやうと思ふ。

講堂は學校の精神の宿るべき處で學校の主腦である。宛も人體の腦髓に於ける様なものです。それ故學校の講堂はドンナ構造にしたならば最も適當であらうか、ドンナ裝飾法を施したら宜しかろうかと云ふのは、學者教育者の間に屢々起る所の問題であります。要するに一度講堂に入れば、自ら襟を正うして精神上に一種云ふべからざる感動を與へる様にして置かねばならぬ。論より證據には神社の本殿や寺院の本堂に行て見るがよい、なんとなく有り難い様な尊い様な心持がするやうに裝飾してありませう、それと同じ様なわけで講堂の裝飾も必要なるに相違ない。

扱て其の裝飾の仕方に付ては、學者によりて多少意見が異り居る様です。即ち

英國のブラツキーと云ふ人の説では、講堂の裝飾用として掲ぐべきものは、歴史上にて著名なる英雄豪傑偉人聖賢の肖像などが宜しい、此類は生徒青年輩に對して欣仰敬慕の念を起さしめ、自から之に倣はんと志氣を興奮し、精神の修養に偉大の益があるからと云ふので、如何にも至當の意見であるが、又ラスキンと云ふ人の説は尙一層其範圍を擴めて、嘗に聖賢偉人の肖像事蹟のみに限らず、苟くも美的思想を養成するに足る様なものは何んでも宜しい。例へば春日百花爛熳の風景でも、秋郊清涼の景でも、或は農家の田園趣味でも、林泉幽靜の趣でも之を掲げて裝飾するが善いとの見解である、亞米利加などでは専らラフキンの説が用ひられて居るらしい。嘗て佛國の教育家コンペレーが米國ボストンの學校を參觀せしとき、其所見を記したものの、中に、學校の講堂には秋季春候の油畫あり、一小女の猫兒を抱きたる可憐の畫あり、農夫が郊外より夕照晚歸の趣を書きたる額面もありて、奥ゆかしく感じた云々と記してあります。是も一説として聽くに足るけれど、米國と日本とは自ら國體上にも異なる點があるから、何の氣もなく直ちに之に模倣する事も注意せねばなるまい、殊に又美

術的の物のみに偏する時は、折角の講堂も一種の繪畫室となりて仕舞ふ虞もある。要するに講堂を裝飾すべき繪畫は、只單に美的と云ふのみに重きを置かずして、精神修養上に裨益あるものを選びたい。

さて前記雨氏の如く多少の意見は違ふて居れど、兎にも角にも講堂を裝飾することの必要と云ふには皆一致して居るのです。然るに我國に於ける學校の講堂の有様は如何であらうか、近來はポツポツと講堂の裝飾に意を用ゆる向もある様だが、大概はまだ何等の裝飾もなく用意もなく、殆んど素建の家屋同様で實に殺風景極まるやうだ、若し此様に殺風景な有様で捨て置くならば、講堂の建築だからとて何も餘計な經濟も費すに及ぶまい、尋常一様の教場と同じ様な建築でも然るべしで、極端に云はゞ何百人の生徒を集める爲の天幕作りでも善からうと云はねばならぬ。

しかしそれも餘りに亂暴な次第であるから、出來得べきならば今日存在する講堂を裝飾して、青年子弟の志氣を興奮せしめ、氣品を高尙ならしむる様に敬慕の念を生じ、欣仰の情を喚起するに足るべき聖賢偉人傑士の肖像又は其事蹟、或は

國光を發揮すべき國家の出來事などを畫きたるものを掲げたらば、教育上頗る有益有趣味の事であらう。

茲に今一つの注意すべき事は、國體の尊嚴と内外本末の辨を誤まらぬ様にしたのであります。嘗て或る學校に行きし時、其講堂には偉大なる人物の肖像を掲げてあつたのは善けれど、其人物が皆佛蘭西人や英國人や獨逸人やらにて、外國人ばかりであつたには驚きました。云々

要するに著者の一人も、峯氏と同様なる考で、講堂の殺風景を防ぐ爲めに、前既に述べたやうに、聖賢偉人傑士の肖像を掲げ、之にその人物の略傳を別に掲記して、人物と事蹟とを對照せしむるやうにしたのであるが、その施設裝飾等は、固より華美に流れぬやう、脱俗壯嚴ならしめ、容る者をして、自然に靜肅の心を起さしむるのである。

第二節 裝飾的施設

孔孟が支那に生れ、ナポレオンがコルシカ島に起ち、さては西郷隆盛や、大山大將が

薩摩に出たのは、色々の原因もあらうが、そは山川の配置、海岸の鹽梅、平野の工合や地勢も、亦與つて力あるものと思ふ。即ち周圍は人を造るの語に漏れず、教育上の原則のやうになつて、教育の任にあるものは、周圍の感化の偉大なる丈け、之に注意を拂はなければならぬ事になつた。茲に於てか、家庭の狀況は如何に、社會の有様は如何にと云ふやうに、大に注目することになり、毎日毎時間兒童の教室は勿論、運動場にまでも注意を向くるやうになつたので、誠に喜ぶべきことである。

されば、往々審美的とか云つて何等の意味なく、或は時候の景色繪を掲ぐるとか、成績品を無造作にも貼付するとか、生花をするとかはあれど、兎角無意味に流れる傾向がある。斯の如きは、唯裝飾されたのみであつて、深き教育的意味は含まれないのである。されば、之が施設をなすに方り考ふべきことは、その材料と方法との研究である。少しく次に述べて見やう。

其一 知らせることを主とするもの

一、新聞上の記事である。

例へばパナマ運河はどうであるとか、開通後は世界にどんな變動が起るとか、我が

國には如何に影響があるとか、又石油會社の競争等ならば、石油の原産地、用途、國力に及ぼす影響などである。かやうにせば、兒童は單に社會の重要な出來事を知り得るのみならず、卒業後に於ける新聞雜誌等を読む能力も、自然この間に養成し得るのである。

二、教科と關聯して、實物標本模型等を示すものである。

其二 知らし且練習することを主とするもの

一、動植物の飼育

既に習得したる智識であつて、飼育上に起つて來る事項を了解せしむるの外飼育そのものに依つて、新現象及び新變化を知らしむるものである。

二、玩具を示すこと

玩具が必要のものであつて、最も効果の大なることは、云ふ迄もなく心理學の教ふる如く幼年前期である。されど、玩具の良否如何に依つては、人生の何れの時期にも、大切なるものである。それ故青年期にしる、之に由りて考案も工夫も推理も出來るのである。又老年のものにありても、片田舎の座敷の隅で、電車とはこれく

自動車とはハ、ア成る程とか、飛行機はかくくとおぼろ氣ながらも、世界文明の機關を解することが出來る。茲に於てか、適當なる玩具は、裝飾品として適良なるものと思ふ。且雨天休憩時の遊具ともなるのである。

三、板書を描かしむること

こは興味ある方法であつて、兒童は意匠のこつたものを、次ぎから次へ考察する傾向がある。

其三 感じさすることを主とするもの

一、美を主とするもの

例へば成績品の排列位置等に注意し、且景色等の畫は、時候々々のものを掲ぐるやうにする。

二、訓育を主とするもの

例へば偉人等の肖像畫を掲ぐることであつて、兒童の思想界に於て、偉いといふ印象の強き人で、然もそれに接近せんとする意志の湧出するものを選択すべきである。

次は格言の類であるが、こは一見して格言であると判然するよりは、短冊等に美的に記して、普通住家の装飾の如きものにするか等の考案が必要である。かくせば児童は美を感じつゝ、知らず識らずこの格言に接して、自ら行爲の上に影響を及ぼすやうになる。

尙考ふべきことは、扱ひ方の注意事項である。

イ、教科との連絡

いふ迄もなく、教科目となるべく併行するのが適當である。

ロ、時々の取換

こは忠孝の類とか、級訓の如き根本的のものは勿論、何時までも掲示しておくべきであるが、その他のものは時々取り換へねばならぬ。

ハ、性別と時候、場處、學年等に依つて、その差異がなければならぬ。

就中忠を表はす目的であつたならば、清磨の肖像畫の如き男女共に掲ぐるも、時候と密接の關係さへなくば、深き注意は必要でないのであるが、學年と場所とは、より以上の注意を要することになる。

例へば、同じ進取の氣象を養ふ目的にせよ、一學年位に豊太閤の畫を示すよりは、桃太郎の方が優るのである。又忍耐の徳を養ふ目的でも、蟻螂が將に車にしかれる繪などは、逆も一二年の児童には不可解である。又場所でいへば、農業地の児童に勤勉を示すには、二宮金次郎の繪畫が適し、商業地なれば安田善次郎などが適當するのである。

ニ、視界につきても、無論適切なる注意を要するのであるが、屋内体操場の後方か若くは兩側がよい。

以上述べし所は、學年全体を通じての大體の標準であるから、學年に依つての程度、分量方法等に就ては、實行者その人の手腕によつて變換すべきである。要するに一層教育的に有意味に之が施設をなして、その効果を多大ならしめたいのである。

第三節 雨天休憩中児童取扱法

雨天の日休憩時中室内の児童取扱法は種々ありと雖も、その施設の難きものあり或は方法の複雑にして實地に適せざるものがある。故に本案は可成不適當なる

ものを避けて、比較的事の簡易にして、且興味ありと認むるものを示した。而して毎休憩時中に於ける僅に十分内外の中に爲し得る方法のみを蒐集することは、頗る困難なることを感じ、主として晝飯後の休憩時間に課し能ふのみを撰擇した。且取扱法として列擧したるもの、事項中、長幼男女を通じて授くることの能はざるものがあるから、之を實施するに當りては、學年に應じて、取捨採擇せられんことを望むのである。

要するに雨天の日に於ける休憩時中の取扱は、從來冷淡に過ぎれし易き傾向ありしにより、幾許たりとも此等の取扱法を實施して、當該時間を一の樂園たらしめ、雨天當日の休憩時は案外早しと感ぜしむるに外ならぬのである。

イ、對向じやんけん

幾人にも偶數ならばよし。机を間におきて對向し一二三の合圖にて、普通行はるゝじやんけんを行ひ、負けたるものは手を腰にし、勝ちたるものは手を其儘になしおく。而して手を腰にしたるものゝ多き組を負とし、勝ちたる組に向ひて禮をなさしめ、更に又始むるものとす。

ロ、雷遊び

兒童を着席せしめ、ボールを順次に送る際、一人の鬼は脊を向けて教壇に立ち、ころ／＼／＼といふ時を計りて不意にすどーんと云ふ。このすどーんの時ボールを持ち居るものは鬼となり、出で、談話なり唱歌なりをなす。此事終れば又脊向きとなりて、前の如くころ／＼／＼／＼すどーんをなす。すどーんの代りに拍子をなさしむるも可なり。而して鬼が演藝をなす際はボールを送らざるものとす。

ハ、動物園

黑板に蟬、雀、馬、牛、豚、鳥、犬等の繪をかきおき、一生出で、鞭を持ち誰にても隨意に指名し、黑板の繪を一つ指す。其時指名されたるものは直に其鳴き聲をなす。

例へば蟬ならばみん／＼／＼とか、ち／＼／＼とか、犬ならばわん／＼／＼／＼とか云ふが如し。此時若し即答の出來ぬことや、違つたときは代りて鬼となる。

ニ、仕方遊び

一切發聲せずして身振動作等によりて話をなす。恰も啞者の己が思想を發表

するときの如し。

ホ、三界遊び(三界とは空海陸をいふ)

一生出で、全生中の一人を指名し、空と間を發すれば之を受けたるものは、空中のもの、名何か一つを答ふ。此際他界の名稱を答ふるか、或は答に窮したるものを負とす。

ヘ、大きな提灯小さな提灯

机配列の順序か或は横列順に、一生が大きな提灯と言ひつゝ、手にて反對なる小さな提灯を形容すれば、次生は小さな提灯と云ひて大きな提灯を形容し、順次斯の如くして終る。若し動作の違ひたるものあらば、其生徒より更に始むるものとす。

ト、紙燃遊び

一學級を二組に分け、一生をして紙燃りの輪を持たしめ、各組より交互に一人宛呼び出し、持ちたる紙燃りを片目を閉ちて、其輪に入れしむ。而して中に入りしときは其組に一點を與へ、入らざるときは零とし、全生終らば點數によりて勝敗

を決するものとす。

チ、三目遊び(二人宛の遊び)

石盤に

 の如く區劃をなし、五目並べの如く○か△を三つ並べたるものを

勝とす。例へば下圖の如し

	○	△
△	○	
△	○	

 ○は勝

リ、大將の真似

一生指名されて大將となり壇上に立ち、例へば右手を以て自己の鼻を指せば、全生は之を見て其動作を真似る。口を開けば又口を開く等種々連続してなさしむ。

又、戦闘遊び

小隊札三、中隊札四、大隊札三、聯隊札二、旅團札二の外に地雷、斥候、工兵の札を準備す(三枚位宛甲乙二組分を要す)

全級を甲乙二組に分ち、各札一枚宛を渡しおく。遊戯を始むるに方り甲組の一人は乙組の一人に向ひ、其姓名を呼びて戦を挑む。挑まれたるものは立ちて札の名を讀み上げ、敵味方勝敗を決す。かくて敗けたるものは着座し、終に着座の

多数なる組を負とす。

参考 小隊、中隊、大隊、聯隊、旅團は地雷に負け斥候、工兵は小、中、大、聯、旅に負け地雷は工兵に負け。

ル、文字尻取り

ヲ、字つなぎ

ワ、ボール送り

カ、お手玉遊び

説明を略す

ヨ、國取り遊び(二人乃至三人の遊び)

三人にてなすならば石盤に三ヶ國の圖を描き、各その國主となる。次で各其國の首府を記し附近に小なる國若干を描きおき、石筆其他適宜の小木片三個を備へ、一生が指にて前方にはぢき、自國を過ぎり越し小なる國に止まらば、之を以て自己の屬國となすか、又は他の首府に向つて止まりしときは、其國を奪ひて勝となす。さもなきときは屬國の多きものを勝となす。

タ、盲目點取り

室内の兒童を二分し甲乙二組となす。

黑板へ二個の的を描き、甲乙二組より一人宛目かくししたるものを出し、白墨にて黑板に點をかゝしめ、的に外れたるもの及び線にふれたるものは零點、第一線内は一點、第二線内は二點、第三線内中央は三點とし、斯の如く順次に點を打ち、最後に双方の得點を計算し、多き組を勝とし、勝組は拍手をなす。

レ、睨みくらべ

二人對向して睨み合ひをなし、笑ひたるものを負とす。

リ、腕押し 説明省略

ツ、指相撲 説明省略

ネ、棒引き

八寸位の木片或はものさしを指間に挟みて、引き合ふ。

指間に挟むには拇指と食指、拇指と小指等種々あり。何れにせよ成るべく簡易にして興味ある方を選ぶべし。

ナ、押し出し。

二人對向して不動の姿勢を執る。此の間隔を約一臂の長さとし、兩手を屈し掌を前方に向け、足の位置を變ずることなく、掌にて押し合ふ。足の位置の少しにても變じたるものを負とす。

ラ、引き合ひ

二人對向して巾を頸に掛け、兩手を巾にかけるもよし、引き合ふ。此時足の位置少しにても變じたるものを負とす。

ム、鳥がとんだ

皆兩手を机上におき、一人が絶えず、鳥がとんだし、とんびがとんだし、とんぼがとんだしと口に唱ふ。此とんだしと云ふとき兩手を上げて直に下す。斯くとんだしを連唱する中に、机がとんだしとか、硯がとんだしとか、飛ぶこと能はざるものを唱へたるときに、手を上げたるものを負とす。

ウ、手の運動

(一)手指を組合せて種々の形を作らしむ。

(二)親指と子指とで物を持ち上げしむ。

(三)指を二本宛附着せしむ。

キ、全身運動

出たり引込んだりを出たりといふときは身体を引込め、引込んだりといふときは身体をつき出す。

ノ、福笑ひ

假面をつくり之に目鼻又は所持品を眉目になしおきて着けしむ。

オ、電信遊び

一端の兒童より順序ある詞を傳へしむ。

ク、手たゝきを説明省略

ヤ、まりつきを同上

第二篇 運動場の設備

プリストン・ダブリュー・サーチ氏曰く「理想の學校は、須らく公園の中に建てられねばならぬ」と、吾人は理想的運動場の設備に關して、先づこの言を思ひ起さねばならない。實に運動場は、學校の運動場でなくて、運動場裡の學校たらしめたいのである。こは決して空想でない。現に年々新築せらるゝ校舎の如き、之れか施設經營の任に當るものは、一雙の巨眼火の如き人があつたならば、この目的は達し得らるゝのである。彼の村落學校の如き、態々山を切り開かずとも、地を平げずとも、自然の地形林樹を利用して、風致よき運動場裡の學校が出来得るのである。また山緒ある神社の境内に接近する如きも、その一つである。これ吾人の理想とする所である。或は又小川を石垣で一直線に柵外に押し出さずとも、壁土を取り去りし穴を、人夫が埋めて平らにせずとも、自然の利用は出来るのである。然るに、煉瓦と板とを以て箱の様にならずば、運動場にならぬと誤解され居るのである。若しそれ出来上りたる校舎に於ては、校地内の運動場の設備の如き、何れにても止むを得ぬ

のであるが、之が利用的施設は、充分に考慮すべき重要事項である。要するに運動場は、室外教場と言つてよい。特に兒童の氣質個性等は、運動場に於ける師弟嬉戯の中に、之を知ることが出来るのである。されば、教育者は大に此の運動場を利用して、彼等を訓育誘導するの策を執らねばならぬ。即ち訓育は狭義の教育であるから、運動場は狭義の學校と言ふて可なるのである。苟も學校と同一視する以上は、此所に可及的の教育的施設をなすべきことは、理の當然となすべき點であつて、恰も教室に於ける施設經營と異なる點はないのである。故に今後に於ける教育者は、充分に此の運動場を利用して、多方面の施設經營を施すべきである。所が從來教育者の弊として、教室内に於ける施設事項は、是れ日も足らぬ好況を呈して、教授上に關する研究は、到れり盡せりの有様であるが、運動場に關する施設は、之と反對の現象を呈して、恰も繼子扱視され居る狀況である。これ現今教育上の一大通弊であるまいか。

第一章 運動場の位置

此者は何處に設けてよいかと云へば、校舎の建築法なり校地の廣狹なり、或は校舎と校地との關係によつて、起るべき問題であつて、衛生上よりは、廊下を南側に或は北側に、或はその他の方面に設けることがよい。それと同時に昇降口が定められ、それ等の關係からして、運動場の位置も自然に定めらるゝのである。又學校の性質も餘程影響する。委しく言つたならば、その學校は尋常小學校であるか、高等小學校であるか、或は尋常高等併置か、或は男兒童のみか、女兒童のみか、或は男女共學なるか等に依つて、運動場の區劃問題も起るのである。加之、休憩時間の看護といふ點からも、研究すべき問題である。されば、運動場の位置としては、開豁なる方面を要求し、同時に各教室の出入に便利なる位置を望むのである。又種々の方法によつて、區劃されても、學校全體の兒童が打ち揃つて、運動し能ふ丈けの場所を要求するのであつて、それは日當りよき南の方を望むのである。然るに時としては、教室の都合よりして、陰鬱なる或は濕氣多き、或は狭き運動場を

與へらるゝことがあるが、此の場合には多くの児童は心身の發達に於て、非常なる損害を受けるのである。それ故斯の如き運動場は、最初より設けないうやうにした
いと思ふ。

第二章 運動場の廣さ

改正小學校令に依ると、運動場の廣さは、學校の規模に適應するを要すとあつて、その適應の標準が分らない。然し、既往の文部省令を參照すると次の如くである。

- 一、尋常小學校に於ては、児童百人未満は百坪以上とし、児童百人以上は、一人につき一坪以上とす。
 - 二、高等小學校に於ては、児童百人未満は百五十坪以上とし、児童百人以上は、一人につき一坪半以上の割合とす。
 - 三、尋常高等小學校に於ては、児童百人未満は百五十坪以上、児童百人以上は、尋常小學校の教科を修むる児童一人につき一坪以上。
- 高等小學校の教科を修むる児童一人につき、一坪半以上の割合とす。
但し、児童百人以上にして、高等小學校の教科を修むる児童百人未満なるときは、百五十坪の外、全校児童中百人を超ゆる児童一人につき、一坪以上の割合を以て増すものとす。

四、特別の事情あるときは、第二號第三號の規定中、一坪半を一坪までに減ずることを得。

以上の如く詳細に涉りて示されたのであるが、文部省令は全國共通故に、標準が一段低いと見ねばならぬ。よし此の準則によつて設備された運動場は、どうであるかと言へば、就學兒童は年々に増加し、その割合に校地は買入ることが出来ぬし、教室は増築せねばならぬと云ふ場合になつて、運動場は一方からは、漸次狭ばめらるゝ傾向である。今その一例として、雜誌「日本の小學教師」が東京府市の初等教育なる題目の下に、記載された一項を抄出すれば次の如くである。

市内の小學校數は、尋常高等併せて百六十一校、内特殊校十校なりとす。總三階建の校舎は、神田區の淡路小學校、京橋區の泰明小學校、一部三階建は、日本橋區の城東小學校、本郷區の高等小學校、神田區の錦華小學校也。莫大の費用を投じて校舎の完全を以て稱せらるるは、日本橋區の常盤廻町區の番町、廻町、京橋區高等小學校、十七萬五千圓、神田區の錦華、一ツ橋、淺草區の金龍等也。本郷區元町小學校、芝區聖坂小學校、小石川區御殿町小學校、其の他近來新築若くは改築せられる

學校は、何れも頗る完全なる設計によりて、屋内體操場は勿論或は校長官舎を設け、運動場はアスハルトを用ひて非常に立派なり。爲に反して或る方面よりは各區競争して多大の金額を投じ過ぐるを非難せらるる位に、經費を吝まらず見事に建設するを以て能事とせり。されば其の建築の壯麗設備の周到、實に至れり盡せりの盛觀を呈せり。

かゝる壯大なる校舎に對しかへすがへすも遺憾なるは、運動場の甚だ振はざる事也。試みに六百坪以上のものを舉ぐれば、小石川區の林町(六九八坪)、廻町區の番町(六七二坪)、富士見(六七九坪)、麻布區の麻布(六〇〇坪)、赤坂區の青南(七四五坪)、四谷區の四谷第二(六三六坪)、牛込區の早稻田(六〇〇坪)、餘丁町(六四八坪)、津久土(六六〇坪)、牛込(七〇五坪)、小石川區の明化(七四三坪)、本郷區の根津(六九〇坪)、下谷區の龍泉(七八三坪)、淺草區の石濱(六六一坪)、深川區の東陽(六八九坪)の十五校にして、其の千坪以上なるは、本郷區の駒本(一三〇〇坪)、京橋區の月島第二(一五二七坪)の僅々二校あるのみ。而して二百坪より四百坪以内を上下するもの甚だ多く、其の最狭小なるものに至りては實に百坪代に止まるものすらあり、此の如きは兒童體

育上の一大缺陷にして眞に痛嘆に堪へざる也。

抑も此の原因としては、素より都會地の十分なる地域を占有し能はざるに因ること勿論なりと雖も、特に體育を奨励する必要ある土地にして十分なる運動場を有せざるは、思ふに區當局者或は名譽職等が嘗て容易に地所を購求し得らるゝ時期に於て深く前途に着眼し、遺漏なき計劃を遂行せざりし結果なりと云はざる可からず。纔に猫額大なる百坪二百坪の地に、煉瓦若くはアスファルトを敷きて教育するは、恰も矮雞を養成するが如き亞流也と口善惡なき人は冷語せしも、吾人は終に辯解の辭なきに苦しむ也。市内小學校の運動場の狹隘なるは、實に本市學校教育上の一大缺點なりとす。云々

現に或小學校の如きも、狭い運動場に多くの男女兒童が密集しつゝ運動をなすのを見るが、これも最初は、設備準則に近い丈の運動場があつたのであるが、校舎の増築とその他の事情の爲めに、年々せばめられたからである。

而して、土一升金一升といはれるやうな土地では、この設備準則によつて、まづ甘んずべきであるが、地所を得るに左程困難を感せない町村では、十分に熟考すべき問

題である。殊に學校を新築する場合の如きは、千載の一遇と思つて、よく其好機會を利用して、百年の計をなさねばならぬ。こは自然に學校の位置から起る問題であるが、學校を新築するまでに人氣が進んだならば、地所の一二段位餘分に、買入るゝことは容易である。よしや其の一二段を買入れたが爲めに、運動場が廣過ぎるといふ場合には、農業の實習地としてもよい。又學校園を擴大するも可なるのである。されば、十數年以前に建てられた學校は、運動場として注意されなかつたし、就學の兒童も少く教室も小さくて、然も大なる不自由を感じなかつたのであるが、今日になりては、大方改築をせねばならぬことになつてゐる。勿論その割合には、發達せぬにしても、これから數年の後には、人口も繁殖するし、従つて就學兒童の増加を來し、教室その他の設備も、それ／＼擴張せねばならぬから、現在十分と認められて居るものも、その時になれば十分を來すのである。彼の器械標本の如きものは、その必要に應じて一々買入るゝ手續が簡單であるが、地所に至りてはさうは往かぬから、將來の發達を考へねばならぬ。況んや、教育の事業は、一時を彌縫して満足すべきでないから、必ずや百年の計をなさねばならぬ。要は學校の規模に

應じて、學校の發達に伴ふべき適應の計劃をなすべきである。

況んや運動は兒童の樂園であつて、訓練の教室でなければならぬことや、個人的に指導を與ふる最上場所なることを考へ、校風の温醸地として、好個の訓練場たることを思つたならば、多少の經費を投するも、之が設備が完全ならしめねばならない。

第三章 運動場の地面

文部省令に據れば「校地は道徳上並に衛生上害なく、且兒童通學上に便利なる場所を撰ぶべし」とあり。元來道徳上利害の關係あるものは、校地そのものよりも運動場に於て或は教室内に於て、見聞する周圍の事物の影響が大であつて、地面と直接の關係が少ないから、茲には述べぬことにして、唯目的とする衛生上より述べやうと思ふ。衛生上害なき校地は、如何なる標準に據つて撰定すべきかと云へば大要左の如くである。

第一節 開豁尚燥なる場所

開豁といふことは、校地の周圍を見渡すに何等の障礙物もなく、見晴らしのよいの言ふのであつて、精神上に影響することが多い。高燥といふことは、校地が高く乾燥して居るの言ふので、高いといふ方は、又精神上に偉大の感化を與へ、乾燥といふ方は、主として衛生上よりいふのである。

この要件は、必ずしも全然相一致するものではないが、土地が高ければ従つて湿気が少ない。その上空気が清くて乾燥し居るのである。されば、四面皆山を以て取り圍まれたる谷間の如きは、見晴らしはよくないし、土地も低いから湿気も多い。又精神上にも身體上にも、好ましからぬ影響を受けるのである。自然界の現象が、教育上非常なる影響を興ふるといふことは、明かなる事實であるから、此の要件の如きは、精神修養上偉大の價值を有して居るのである。彼の富士登山者が、頂上に登りて四方を瞰下するときの精神状態は、どうであらうか、先年或る地方の小學校を觀た時、その學校は小高き丘の上に建てられて、前は廣々たる内海に面し、遙か右方には雲に聳ゆる高山を控へ、一種云ふべからざる壯大の念を生じたのであつたが、一見この要件を具備せることを感じたのである。

第二節 日當りよき場所

これは前要件と關連するのであるが、校地の全面は、必ず光線を受くべき位置でなければならぬ。衛生上の言葉に、日光の照らさぬ處に微菌を生ずと云ふが如きは、頗

る玩味すべき價值を有して、如何にその光線が衛生上大切であるかといふことが知り得る。

第三節 閑靜なる場所

これは外界の事物が、少しも授業の妨害とならずして、極めて靜かでなくばならぬと云ふことである。外界の事物といへば、學校内よりも、多くは其の周圍に存在するものであるから、茲には省略することにする。

以上述べ來りし校地の具備すべき要件は、その一部分たる屋外運動場にも適用されるべきは勿論である。

第四章 運動場の必要條件

運動場と地面との關係は、右の如くであるが、單に以上の要件に満足せないので、尙二三の要求すべき點がある。彼の活氣満々たる兒童が、放課時間に於て、或は體操の時間に於て、東奔西走して地面を蹂躪することがある。或は互に衝突して地上に仆れることがあるが、それは所謂運動の爲めに、校地を利用するからである。然らば運動場として、校地の外に要求する諸點は何かと云へば、次の數項に外ならない。

第一節 塵埃の起たざること

こは校地の地質如何に關係するのであるが、多くは連日の晴天に土地が乾燥して起るもので、兒童の運動と風とは、塵埃を盛に起たしむるものと云つてよい。殊に兒童の履物が、草履とか雪駄とかいふやうなものでは、比較的非常に起るのである。斯く塵埃が起つた時に、風まで加はつたなら、それこそ大變、目も口も開けられないやうで、その時こそは、屋外の運動を中止すべき必要がある。

殊に東京の塵埃といつたらそれは、實に驚くべきである。連日の降雨に泥濘粒を沒せし程の道路も、一旦晴るれば乾燥して、間もなく塵埃を起たしめ、風はそれを煽動して益々盛ならしめ、此處に再び吾人をして、歩行に困難ならしむるのである。この塵埃の飛散は、單に歩行をして困難ならしめ、或は運動をして中止せしむる許りでなく、鼻孔及び口より侵入して呼吸器を害し、爲めにその塵埃に病的微菌でも混じて居つたなら、直にその病的危害を加へるのであつて、甚だ危険千萬と云はねばならぬ。嘗に害の及ぶ處は呼吸器許りでなく、目に入つては眼球を襲ひて、視覺の機能を中止せしむることがある。皮膚に就きては汗と合して垢となり、爲めに皮膚の呼吸作用を不完全ならしめ、以て身體を不潔ならしむるのである。殊に女兒の頭髮に附くは、男兒が頭髮に附くを拂ひ落すと異り、容易に拂ひ落すことが出來ぬから、之を洗ひ落すより外はない。

されば、塵埃多き東京の女子の頭髮は、素より年齢と家庭の業務とにより、夫々違つてゐるのであるが、今一二の種類を擧ぐれば、下げ髪、巻き髪、結び髪等であつて、此等は塵埃の中に活動する女兒が、自然の經驗によつて、研究された結果に外ならぬの

である。

第二節 運動をなすに安全なるべきこと

活氣の満々たる兒童が、剩餘の勢力を以て、或は一教室に閉ぢ込められた鬱屈の心意の反動で、或は血行機能の鋭敏に行はるゝ結果、一度運動場に出づるや、満身の慾望は活潑に運動せんとし、或は楽しく遊ばんとするに外ならぬ。即ち勇往直進、その趣味の存する方面に向つて突進し、爲めに互に衝突することがある。或は跳くことあり、倒るゝこともある。斯る場合に際して、この地面の如何は、負傷の多少に重大の關係を有して居るのである。されば、彼の滑りやすき地面、跳き易き地面、倒れて負傷し易き地面等は、皆運動をなすに就て安全でない。

第三節 足當りの心地よきこと

運動をなすに當り、地面の種類によつて、足當りの心地よく感ずることがあり、又心地よからざる感じをすることがある。例へば、彼の軟かき土地に運動するのと、硬

き石の上に運動するのとを比較したならば、その感じが極めて明瞭である。而して心地よきと否とは、獨り精神のみに止まらないで、身體にも影響を及ぼし、延いて運動の盛衰にも關係することが大である。

以上述べたる如き要件を具備したる運動場は、恐らく見ることの出来ぬものである。それ故、自然の土地に人工を加へて、衛生上より觀察して其の缺點を補ひ、運動の方面より研究して、次の如き運動場を見るに至つたのである。

イ、煉瓦を敷きたるもの

此のものゝ利點は、塵埃の起たざることと、濕潤の憂なきことと、傾斜をなして敷く時は、雨止みたる後、直に運動場として使用し得べきことである。されど缺點をいへば、經費を要すること多く、足當り堅き爲め幾分不快の念を起し、随つて運動の影響が全身に渉るに圓滿でない。且倒るれば負傷することが多い。然し煉瓦の敷き方によつては、それを防ぐことを得べく、又慣るゝに従ひ倒るゝことも少なくなるのである。

煉瓦の敷き方のよいのと云へば、その面には、極僅かの傾斜をつけて、雨水の一方

に流れるやうにして、その低き一方には池を造り、雨水はその面を洗つて、この池中に流れしむるのである。

ロ、セメントにて塗り固めたるもの

此得失は煉瓦に伯仲するから、茲に再び述べない。されど、只地面が滑り易きと煉瓦に比して破損し易きかの感がある。これは、一般戶外運動場に於ては見ないのであるが、屋内に於ては、土間といふ所に多く見るのである。

ハ、地面に小石と石灰とを混じて、叩き固めたるもの

この利點は、前二者に比して、經費を要すること少なく、工事も極めて簡單であるから、特別の職人を雇ひ入るゝに及ばなくて、普通の人夫にて十分に出来るから、田舎あたりで、父兄が労働に従事して居る處では、石灰の費用を別として、父兄各自が一日の勞を吝まなければ、比較的可なりの運動場が出来るのである。而して、塵埃の起たざることや、濕潤の憂の少ないことは、前二者に次ぐのである。この缺點といふは、叩き固める時に十分の注意をしないと、雨水或は霜雪の爲めに破壊され、小石が離れ出るやうになるのである。かうなると、煉瓦やセメントの

上などに運動するよりは、餘程危険であるから、直に修繕せねばならぬ。

尙以上の三種を通じていへば、夏の炎天には殊更に暑く感するのである。それは太陽の熱の反射で蒸すのであるから、之を防ぐには、日覆ひを設備せねばならぬ。

第四節 一面に芝を植ゑたるもの

この利點は、夏の炎天にも左程蒸し熱く感せず、殊に足當りが心地よくて、青々たる芝生の上に運動するは、又一種の愉快である。且倒れても怪我なく、又衣服を汚さないは、このものゝ獨特である。加之、芝を植付くるにも極めて簡單である。又芝生は天然の野生故、之を移植するには父兄一日の勞で十分である。随つて、經費を要することが少ない。然し野原に遠き市中にありては、之を得るに困難である。缺點を言へば、雨水の爲めに濕潤の憂を残し、冬になつて芝生が枯れる。然し根が十分に張つてゐるから、霜解けや雪解けが、一般地面のようにならぬ。芝には種々あるが、極短いものを撰ばねばならぬ。長きものは歩行に困難を感じ、隊列運動などで倒れることがある。彼の東京大學の廣々たる運動場は、芝生であるか

ら、茲に遊戯するものが多くて、甚だ賑合ふのである。

三七八

第五節 砂を撒布するもの

砂にも種々あれど、花崗石より出来たものが純然たる砂で最もよい。他に土場混合の細末とも云ふべきものがある。このものゝ利點は、足當り心地よく、倒れて負傷することも少なく、又衣服を汚すことも少ない。經費は砂の代價を拂ふ所では、その他に運賃を要するが、比較的廉價である。缺點を挙げれば、砂が種々紛碎されて、微風にも砂煙りを起すのである。又炎天には砂が焼けて、蒸し熱い不快を感ずるのである。以上の諸點よりして、その利とする所は、芝生に次ぐものと云つてよい。

第六節 砂利を撒布したるもの

これは兒童をして、踏み固めしめんとするのであつて、その小石をよく地中に踏み込んだならば、恰も第三節で述べた如く、石灰で叩き固めたものに類似して、其得失

も稍同じやうである。然し、之を踏み込むといふことは、餘程困難である。殊に二、三回も踏み込んだ處には、不可能のことといはねばならぬ。斯る小石が轉々し居る時に、その上で運動することは稍危険である。而して、雨や霜雪等のために損害を受けることは、叩き地面より甚だしいのである。のみならず、砂利の上に運動するときは、履物が非常に不經濟である。

若し或る區域を定め、小石を多量において、その上には上履き(上下履物)を別にする場合のみを用ゐしむるとせば、別問題であるが、多量に置けば危険は少ないが、運動に困難を感ずる許りでなく、正しき足の運動法は出来ぬと云つてよい。要するに砂利を踏み固めることの出来ないまでは、運動に困難を感ずることと、小石の轉々せる上は、危険が多いといふことである。

第七節 殊更に人工を加へざるもの

イ、粘土その儘のもの

この利點は、經費を要することなく、足當り心地よく、又危険も少なく、運動場とし